

みなさまのご意見をお寄せください。

第7期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「はつらつ長寿プランなごや2018」(案)

名古屋市では、平成27年に第6期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「はつらつ長寿プランなごや2015」を策定しました。この計画は、高齢者のための保健・福祉施策の目標などを定めた「高齢者保健福祉計画」と、介護保険サービスの量の見込みなどを定めた「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。この計画を推進することにより、「互いに長寿を喜び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや」の実現を目指します。

この計画は3年ごとに見直しを行うこととしており、この度、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする第7期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「はつらつ長寿プランなごや2018」(案)がまとまりました。

この計画(案)について、ご意見がございましたら、裏表紙の「ご意見記入用紙」にご記入の上、お送りくださいますようお願いいたします。

いただいたご意見につきましては、今後の計画策定や高齢者関連の施策に生かしてまいります。

多くの方々からのご意見をお待ちしています。

平成29年12月

名古屋市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画の理念	1
2	計画の視点	3
3	計画の性格	5
4	計画の期間	7
5	計画の策定体制等	7
6	計画の推進	9

第2章 高齢者の現状と将来推計

1	高齢者人口等	10
2	要介護・要支援者等	15

第3章 施策の展開

1	施策推進の方向性	17
2	施策の体系	18
3	地域包括ケアシステムを構築する区域（日常生活圏域）の考え方	19
4	施策の展開	
	Ⅰ 健やかでいきいきとした生活の実現	
	施策1 健康づくりの推進	21
	施策2 効果的な介護予防の推進	25
	施策3 社会参加の機会の充実・活躍の場の提供	29
	Ⅱ 地域で安心して暮らすための支援体制の充実	
	施策4 総合相談窓口の充実（いきいき支援センターの機能強化等）	33
	施策5 地域ケア会議の充実	35
	施策6 地域における見守りの充実	39
	施策7 介護予防・生活支援の推進	45
	施策8 在宅医療・介護連携の推進	49

施策9 高齢者虐待の防止	53
施策10 認知症の方や家族に対する支援の充実	55
III 自立して生活するには不安がある方への支援	
施策11 介護サービスの提供体制の充実	63
施策12 介護サービスの質の確保及び向上	67
施策13 介護サービスを支える人材の確保・定着	71
施策14 在宅で介護する家族等への支援	75
IV 安心して暮らすことができる生活の場の確保	
施策15 状況に応じた住まい・施設の確保	81
施策16 住まい・施設に関する支援体制の充実	87

第4章 安定した介護保険制度の運営

1 予防給付・介護給付等一覧	91
2 保険給付費等の財源構成	113
3 第7期計画期間(平成30~32年度)における保険給付費等の見込み	115
4 第1号被保険者の保険料	117
5 公費を投入した低所得者の保険料軽減	117
6 保険料段階	118
7 今後の介護保険料の上昇抑制に向けた取り組み(介護給付の適正化)	120
8 自立支援・重度化防止に向けた取り組み	123
9 公平公正な要介護・要支援認定	125
10 低所得者の利用者負担軽減事業	128

巻末資料

1 第6期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の達成状況	129
2 事業者等の状況	133
3 特別養護老人ホーム入所申込者の状況	135
4 特別養護老人ホーム入所申込者のうち医療的ケアが必要な方	135
5 施設・居住系サービスの整備目標量の算定方法	136
6 名古屋市高齢者施策推進協議会等の設置・開催状況	138
7 各種実態調査の概要	142

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の理念

名古屋市では、高齢化率が25%に迫る状況であり、超高齢社会を迎えています。団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）には、65歳以上の高齢者数が約59万人、高齢化率は26.3%に達すると推計され、今後、介護や支援を必要とする高齢者が増加すると見込まれています。

そうした状況の中、平成12年度に創設された介護保険制度は、介護の問題を社会全体で支え合い、家族の介護負担を軽減するとともに、高齢者自らの選択と契約による幅広いサービスの提供を目指すものとして、現在では広く市民生活に定着し、高齢社会を支える不可欠な制度となっています。

また、2025年（平成37年）の「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、平成27年度には、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進などが市町村の事業として位置づけられました。平成30年度には「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」を柱とした制度改正が予定されております。

「介護保険事業計画」は、こうした制度改正に適確に対応するとともに、介護を必要とするすべての高齢者が必要かつ十分なサービスを受けることができるよう、介護保険事業に関する保険給付の円滑な実施を目的に定めるものです。

一方、高齢者のうち約8割の方は、要支援・要介護認定を受けていません。活力のある高齢社会を実現していくためには、元気な高齢者が、それまでの知識や経験を生かしてさまざまな社会活動に参加し、生きがいを持って生活できる環境を整えていくことが重要となります。

また、ひとり暮らしや虚弱等で、自立した生活には不安のある状態になった場合でも、地域における支え合いの中で、安らぎのある生活を営むことができるよう、ともに生きるまちづくりを積極的に推進していくことが必要となります。

「高齢者保健福祉計画」は、こうした元気な高齢者や自立して生活するには不安のある高齢者への支援計画であると同時に、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉の総合的計画として策定するものです。

本市では、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「両計画」という。）を推進することにより、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、自立した日常生活の支援（生活支援）及び住まいが包括的に確保される体制、すなわち「地域包括ケアシステム」を構築し、『互いに長寿を喜び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや』の実現を目指します。

地域包括ケアシステム



医療

認知症施策

認知症になっても、本人の意思が尊重され、自分らしく暮らせるよう支援します。



住まい

高齢者が、安心して暮らせる住まいを確保できるよう支援します。



生活支援

高齢者が必要とする生活支援を把握、確保し、情報を提供します。



在宅医療・介護連携

在宅医療と介護の連携を推進し、切れ目のなく医療・介護サービスを提供します。



介護

利用者の心身の状況やニーズに合った適切なサービスを提供します。



介護予防

身近な場所で介護予防に取り組めるよう支援します。

ネットワークの構築
(関係機関の連携)

2 計画の視点

本市では、以下の5つの視点に基づいて高齢者施策を推進していくこととしています。

この視点は、本市の高齢者施策の基本方針として、第1期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成12～14年度）から引き継がれたものであり、第7期計画においては「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図るため、さらに高い次元での取り組みを目指していくものです。

（1）人間性の尊重

人として尊ばれ、社会の一員として生涯にわたって健やかで安らぎのある人生を送ることができることは、すべての人の願いです。とりわけ高齢者は多年にわたって社会の進展に寄与してきた人々であり、その願いは尊重されなければなりません。

このため、高齢者の主体的な生き方を尊重するとともに、高齢者の生活の安定と向上に必要な諸条件の整備に努めます。

（2）活力ある高齢期の実現

高齢者が地域社会の中で自らの知識と経験を生かして積極的な役割を果たしていくことが、明るく活力に満ちた高齢社会の形成につながります。

このため、高齢者の健康の保持・増進施策の充実に努め、健康でいきいきとした生活を送ることができるようにするとともに、社会の一員として地域社会に貢献するなどさまざまな形で社会的に活躍することを期待し、社会参加の促進や就業・学習機会等の充実に努めます。

（3）在宅生活の総合的支援

高齢者の多くは、住み慣れた地域社会とのつながりの中で、安心して在宅で生活続けることを望んでいます。

このため、寝たきり等の予防の強化や、疾病や加齢による機能低下・障害の進行防止を図ることはもとより、高齢者の自主的な選択を基本とする介護保険サービスと保健・医療・福祉サービスの総合的・一体的な利用を推進することにより、高齢者の生活の自立や質的向上を図り、市民の老後の生活への不安の解消に努めます。

(4) とともに生きるまちづくり

すべての市民が世代や性別・障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域社会の中でともに生きることができるまちづくりが必要です。

このため、高齢者を始めとするすべての市民がそれぞれの生き方を尊重し、かつ理解し合えるよう、市民相互の交流や地域連帯の意識の醸成に努め、ぬくもりのあるまちづくりを進めます。

また、誰もが暮らしやすく活動しやすい都市基盤の整備に努め、高齢者を始めとするすべての市民が安全で快適な生活を送ることができるようにします。

(5) 市民の幅広い参加と民間活力の活用及び地域支援体制の構築

高齢者が地域で安心して生活をするためには、市民の幅広い参加と民間の活力を生かした支援の輪を広げていく必要があります。

このため、地域住民やボランティア、また、民間事業者や NPO 法人等の幅広い参加により、人間的なふれあいを大切にしながら、地域において高齢者の自立や高齢者の介護を支える仕組みの構築に努めます。

また、自立して生活するには不安のある高齢者を、地域で支援する体制の構築に努めます。

3 計画の性格

(1) 高齢者保健福祉計画の性格

高齢者福祉計画は、すべての高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域において安らぎのある生活を営むことができるような社会を目指し、高齢者に対する福祉の目標等を老人福祉法に基づき定めるものです。

平成 20 年 4 月から老人保健法における老人保健計画は廃止となりましたが、各種保健事業は健康増進法に引き継がれたため、本市では、同法に基づく健康増進計画「健康なごやプラン 21」との整合性を図り、従前どおり高齢者の保健と福祉について、高齢者保健福祉計画として総合的に定めます。

(2) 介護保険事業計画の性格

介護保険事業計画は、介護保険事業の保険給付の円滑な実施に関する計画として、介護保険法に基づき定めるものです。

この計画は、計画期間の各年度のサービスごとの利用量の見込みや、介護保険サービスの円滑な提供を図るための事業等について定めるとともに、保険料を算定するための基礎にもなるものです。また、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により作成する「市町村計画」の基礎となる計画として位置付けます。

なお、介護保険事業については安定した制度運営を行う必要から、3 年を 1 期として財政的均衡を図ることとされるため、第 1 号被保険者の保険料基準額は 3 年間一定とし、両計画を合わせて 3 年ごとに見直しを行います。

(3) 両計画共通の性格

両計画は、調和が保たれたものとする必要があることから、一体的に策定します。

また、両計画は、保健福祉の目指すべき方向やサービス利用量の見込み、並びに整備目標量等をまとめたものであり、市民とサービス事業者の協力の下に計画の達成を図ることにより、望ましい高齢者の保健福祉の実現を目指すものです。

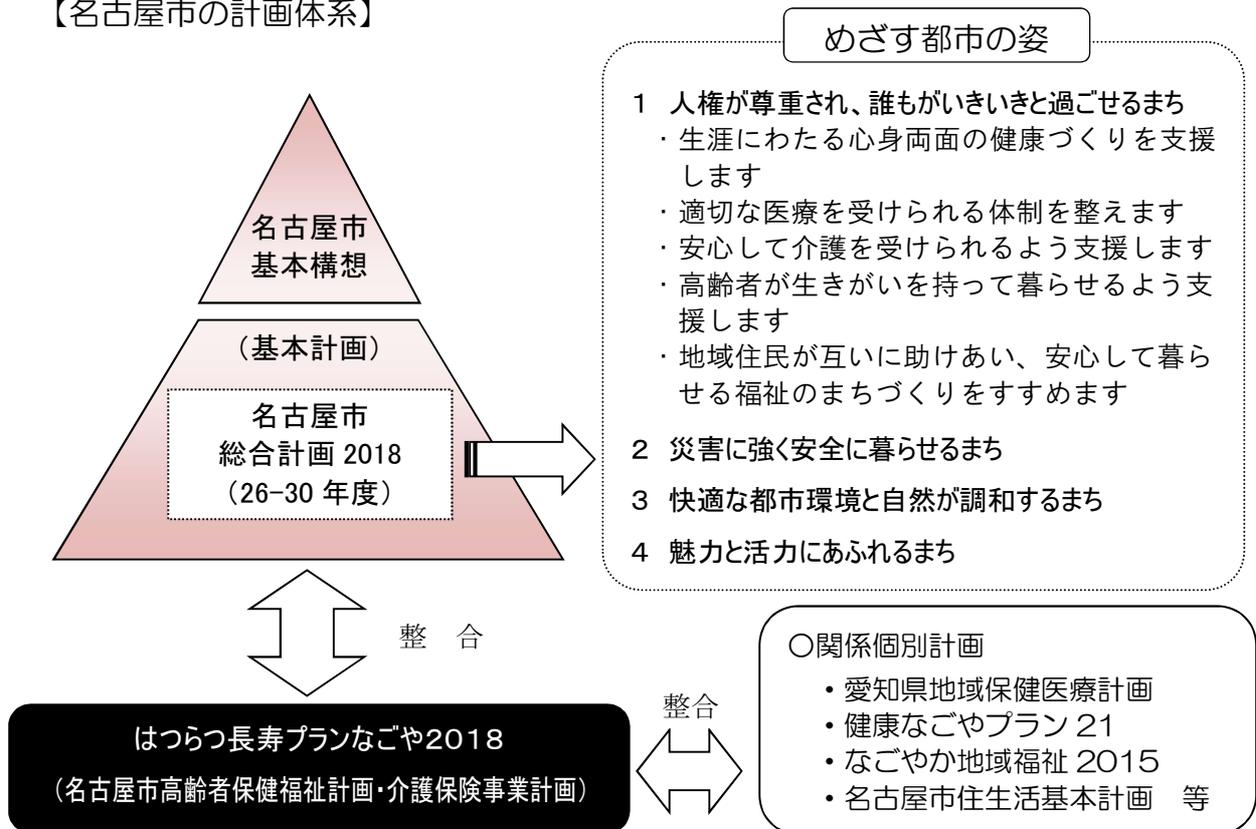
(4) 他計画との関係

両計画は、「名古屋市基本構想」を受けた総合計画としての「名古屋市総合計画 2018」と整合性を保ちながら策定するとともに、今後の高齢化の進行を踏まえた市政運営の基本理念と施策の方向性を示す「名古屋市高齢化対策長期指針～なごや

かライフ 80～」と整合性を保ち、高齢者保健福祉施策を具体化していくものです。

また、両計画を推進していくためには、要介護高齢者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定める計画と調和が保たれたものとする必要があることから、医療分野に関する計画である「愛知県地域保健医療計画」、健康増進に関する計画である「健康なごやプラン 21（第 2 次）」、地域福祉に関する計画である「なごやか地域福祉 2015」、住まいの基本計画である「名古屋市住生活基本計画」等、各関係個別計画と整合の取れた計画とします。

【名古屋市の計画体系】

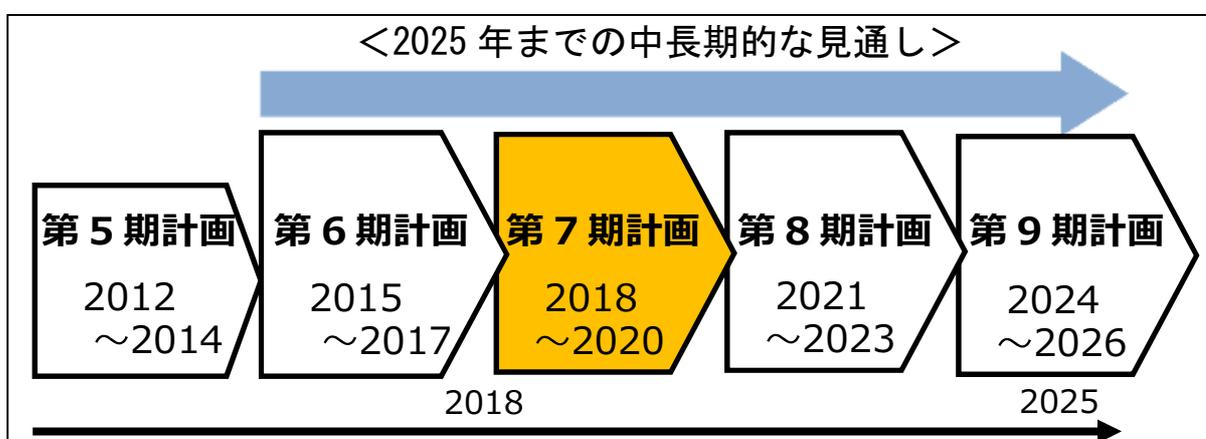


4 計画の期間

第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第7期計画」という。）の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間となります。

第7期計画は、「地域包括ケア計画」として位置付けた第6期計画の方向性を引継ぎ、団塊の世代が75歳以上となり介護を必要とする高齢者が急激に増加する2025年（平成37年）までの間に、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを施策推進の目標とします。

【第7期計画の位置づけ】



5 計画の策定体制等

（1）策定体制

介護保険制度は、被保険者全員が保険料を負担し、介護が必要となった場合に保険から給付を受けるものであるため、計画の策定に当たっては、被保険者の意見を十分に反映していく必要があります。また、高齢者保健福祉計画においても、高齢者の保健福祉は市民生活に密着した課題であることから、市民の意見を踏まえて策定することが必要です。

また、第7期計画の策定及び地域包括ケアシステムの構築にあたっては、幅広い関係者の協力を得て、地域の課題や目指すべき方向性を共有し、本市の実情に応じたものとする必要があります。そのため、本市においては、高齢者施策の総合的推進を目的に、学識経験者、保健・医療・福祉の関係者、公募による市民等の参加により、「名古屋市高齢者施策推進協議会」と、その部会である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会」において計画策定に向けた協議を重ね、そこでの意見を踏まえて両計画を策定しました。

(2) 市民意見の反映

ア 実態調査の実施

両計画の策定に当たっては、高齢者のニーズ等を把握し、その実態を踏まえた上で計画を作成する必要があります。そのため、本市においては、以下の実態調査を平成 28 年度に実施しました。

- 高齢者一般調査（65 歳以上の方を対象）
- 若年者一般調査（40～64 歳の方を対象）
- 介護保険在宅サービス利用者調査
- 介護保険サービス未利用者調査
- 特別養護老人ホーム入所申込者調査
- 生活援助型配食サービス利用者調査

イ パブリックコメントの実施

幅広い市民の意見を計画に反映させるため、計画案の段階においてパブリックコメントを実施します。

- 意見募集期間 平成 29 年 12 月 11 日から平成 30 年 1 月 19 日まで

6 計画の推進

(1) 市民の参画による計画の推進

保健・医療・福祉関係者や公募の市民の参画による「名古屋市高齢者施策推進協議会」において、計画の達成状況の点検・分析・評価を行い、計画の推進を図ります。

(2) 国・県及び近隣市町村等との連携

本市高齢者施策の推進を図るため、国、県及び近隣市町村等との連携や協力を努めます。特に、他の政令指定都市とは、情報交換・合同会議の開催等を通じて積極的に連携を図ります。

また、介護保険制度においては、利用者は居住している市町村に関わらず、他市町村に所在する事業者のサービスの利用が可能である（原則として地域密着型サービスは除く。）ことから、関係市町村等との情報連絡を密にし、必要な調整を図ります。

(3) 計画の進行管理

計画を実現していくためには、計画の達成状況や介護保険制度の施行状況等について継続的な進行管理を行っていくことが重要です。

また、経済社会の変化、市民ニーズの動向、高齢者等の状況等を的確に把握し、計画の見直しを行っていく必要があります。

計画は3年ごとに見直すものであることから、次期（第8期）の計画は、本計画についての点検・分析・評価を踏まえ、社会情勢等の変化に対応するための必要な見直しを行った上で、平成33年度から平成35年度までを計画期間として作成する予定です。

第2章 高齢者の現状と将来推計

1 高齢者人口等

(1) 人口構成

本市の人口は、平成 28 年 10 月 1 日現在、2,304,794 人で、平成 12 年以降、増加を続けています。

年齢3区分別（14 歳以下、15～64 歳、65 歳以上）の人口推移では、平成 12 年に 70.1%であった 15～64 歳の生産年齢人口の比率は、平成 28 年には 63.1%まで減少しています。また、平成 12 年に 15.8%であった 65 歳以上の高齢者人口の比率は、平成 28 年には 24.5%となり、高齢者の割合がさらに増加しています。

【人口の推移】

(人)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 28 年
総 人 口	2,171,557	2,215,062	2,263,894	2,295,638	2,304,794
年 齢 3 区 分	0～14 歳 (14.1%)	293,405 (13.4%)	289,642 (13.0%)	282,497 (12.5%)	282,397 (12.5%)
	15～64 歳 (70.1%)	1,506,882 (68.0%)	1,463,977 (65.8%)	1,429,795 (63.3%)	1,429,460 (63.1%)
	65 歳以上 (15.8%)	408,558 (18.6%)	471,879 (21.2%)	545,210 (24.2%)	554,801 (24.5%)
	うち 75 歳以上 (6.0%)	171,558 (7.8%)	215,160 (9.7%)	258,354 (11.4%)	268,865 (11.9%)

※ 各年 10 月 1 日現在の人口。総人口には年齢不詳を含む。

※ 出典 平成 12 年～27 年：国勢調査、平成 28 年：名古屋市統計年鑑

※ 各欄の（ ）内は総人口に占める割合（年齢不詳を除いて算出）

(2) 区別の高齢者の状況

平成28年の区別の高齢者人口の状況について、高齢化率でみた場合、すべての区において、高齢化率20%以上の高い率を示し、北、中村、瑞穂、熱田、港、南の5区では、高齢化率が25%以上と極めて高い率となっています。

さらに75歳以上の高齢者についてみた場合、すべての区で10%以上となっています。

以上の状況から、市内全域で高齢化が進行している傾向がみられます。

【区別の人口】（平成28年10月1日現在） (人)

区分	総人口(人)	高齢者			
				うち75歳以上	
		人口(人)	高齢化率(%)	人口(人)	高齢化率(%)
千種	165,443	38,094	24.0	18,573	11.7
東	78,428	17,726	24.2	8,478	11.6
北	163,697	45,601	28.1	22,817	14.0
西	149,645	35,608	24.2	17,806	12.1
中村	134,117	36,480	27.5	18,325	13.8
中	84,614	17,180	21.2	8,375	10.4
昭和	108,427	24,916	23.5	12,671	12.0
瑞穂	106,204	27,327	25.9	13,430	12.7
熱田	66,071	16,933	26.7	8,377	13.2
中川	220,261	52,875	24.3	25,322	11.6
港	146,060	38,033	26.2	17,711	12.2
南	136,629	39,542	29.1	19,481	14.3
守山	173,700	41,682	24.2	19,824	11.5
緑	243,345	53,355	22.0	24,317	10.0
名東	165,005	34,284	21.1	16,356	10.1
天白	163,148	35,165	22.0	17,002	10.6
計	2,304,794	554,801	24.5	268,865	11.9

※ 出典：名古屋市統計年鑑。総人口には年齢不詳を含む。

※ 高齢化率は年齢不詳を除いて算出

(3) 高齢者人口の将来推計

65歳以上の高齢者人口は毎年増加し続け、平成37年度には588,000人に達することが見込まれます。

高齢者人口は平成37年度まで増加するものの、65～74歳の前期高齢者は、平成28年度と比べ17.1%減少するのに対し、75歳以上の後期高齢者は、30.5%と大幅に増加すると見込まれます。

【人口の将来推計】

(人)

区 分	第7期			第9期
	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口	2,271,000	2,269,000	2,265,000	2,238,000
65歳以上	574,000	578,000	580,000	588,000
内 訳	65～74歳	283,000	277,000	275,000
	75歳以上	292,000	301,000	305,000
40歳以上	1,346,000	1,352,000	1,357,000	1,374,000

※ 名古屋市総合計画2018における人口推計による。(上位推計と下位推計の平均値)

【参考】名古屋市の65歳以上人口の推移 (各年10月1日現在)

(人)

区 分	65歳以上	内 訳	
		65～74歳	75歳以上
昭和	55年	159,131	50,420
	60年	186,562	66,767
平成	2年	221,936	85,901
	7年	273,397	102,723
	12年	338,795	129,569
	17年	408,558	171,558
	22年	471,879	215,160
	27年	545,210	258,354
	28年	554,801	268,865

※ 出典 昭和55・60年、平成2・7・12・17・22・27年：「国勢調査」
平成28年：名古屋市統計年鑑

(4) ひとり暮らし高齢者数等

ひとり暮らしの高齢者や 75 歳以上の高齢者のみの世帯は、年々増加しており、今後の高齢者人口の増加に伴い、いずれも増加が見込まれます。

【ひとり暮らしの高齢者数】 (人)

区 分	平成 24 年	平成 27 年	平成 28 年
人 数	84,413	92,798	94,984

※ 名古屋市高齢者世帯実態把握調査結果（各年 10 月 1 日現在）

【75 歳以上の高齢者のみの世帯数】 (世帯)

区 分	平成 24 年	平成 27 年	平成 28 年
世帯数	23,048	25,535	26,379

※ 名古屋市高齢者世帯実態把握調査結果（各年 10 月 1 日現在）

(5) 認知症高齢者数

高齢化の進展に伴い認知症高齢者の数は今後も増加が見込まれており、平成 37 年には平成 24 年に比べ 51.4%増加すると予測されます。

【認知症高齢者数の将来推計】

区 分	平成 24 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
認知症高齢者数	74,000 人	86,000 人	100,000 人	112,000 人
増加率	100.0%	116.2%	135.1%	151.4%

※ 厚生労働省の「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」による全国の認知症有病率推定値をもとに本市における認知症高齢者数を推計

【参考】要介護・要支援認定「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の高齢者数の推移

区 分	平成 24 年	平成 27 年	平成 28 年
日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数	46,436 人	53,605 人	55,358 人

※ 各年 9 月末現在

(6) 第1号被保険者の将来推計

第1号被保険者の方は、原則として本市にお住まいの65歳以上の方が対象となります。

年齢段階別（1歳刻み）の生存率実績等を勘案し、第1号被保険者数を推計しました。

【第1号被保険者数の将来推計】

(人)

区 分	第7期			第9期
	30年度	31年度	32年度	37年度
第1号 被保険者数	566,400	570,000	572,900	579,700

※各年度9月末時点

【参考】第1号被保険者数の推移

(人)

区 分	12年度	15年度	18年度	21年度	24年度	27年度	28年度	29年度
第1号 被保険者数	334,632	380,533	419,971	462,522	492,320	543,360	552,817	560,322

※ 各年度9月末現在（平成12年度のみ法施行時4月1日現在）

※ 第1号被保険者数と65歳以上の人口（P10、P12）は、障害者支援施設等の適用除外施設入所者や住所地特例対象者等の影響により、人数が異なる。

2 要介護・要支援者等

(1) 要介護・要支援者等の現況

要介護・要支援者は、介護保険法施行以来年々増加しており、平成 12 年 4 月の法施行時には 27,234 人でしたが、平成 29 年 9 月末には 106,777 人と約 3.9 倍となっています。

要介護度別でみると、要支援 1～要介護 1 の方は平成 29 年 9 月末現在で、制度施行時の約 5.2 倍、要介護 2・3 の方は約 3.7 倍、要介護 4・5 の方が約 2.6 倍となっており、軽度の方の増加傾向がみられます。

平成 28 年 6 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始したため、基本チェックリストの判定による事業対象者の区分を設けました。

【要介護・要支援者及び事業対象者の推移】 (人)

区 分	12 年度	18 年度	24 年度	27 年度	28 年度	29 年度
要支援 1	3,085	7,200	10,366	14,251	14,938	15,457
要支援 2	—	5,600	15,041	18,984	19,638	20,535
要介護 1	6,863	18,746	12,120	14,603	14,993	15,415
要介護 2	5,099	12,125	17,574	19,919	20,181	20,235
要介護 3	4,257	9,677	12,630	13,535	14,121	14,701
要介護 4	4,557	8,196	10,152	10,752	11,019	11,513
要介護 5	3,373	6,260	8,620	9,027	8,933	8,921
要介護・要支援者計	27,234	67,804	86,503	101,071	103,823	106,777
認定率 (65 歳以上)	7.9%	15.5%	17.1%	18.2%	18.4%	18.7%
事業対象者	—	—	—	—	2,437	4,052

※ 各年度 9 月末現在（平成 12 年度のみ法施行時 4 月 1 日現在）

※ 平成 18 年 4 月の制度改正により、「要介護 1」の区分から改善の可能性が高い方の区分として「要支援 2」が設けられ、制度改正前の「要支援」は「要支援 1」に移行

(2) 要介護・要支援者等の将来推計

第1号被保険者数の将来推計をもとに、年齢段階別(1歳刻み)の認定率(実績)により要介護・要支援者数を推計しました。

65歳以上の高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援者数も伸び、平成32年度においては、118,900人に達すると見込まれます。

【要介護・要支援者及び事業対象者の将来推計】

(人)

区 分	第7期			第9期
	30年度	31年度	32年度	37年度
要支援1	16,000	16,500	16,900	18,600
要支援2	21,300	22,000	22,600	25,000
要介護1	16,100	16,700	17,200	19,400
要介護2	21,100	21,800	22,500	25,500
要介護3	15,400	16,000	16,500	19,100
要介護4	12,100	12,600	13,100	15,100
要介護5	9,400	9,800	10,100	11,600
要介護・要支援者計	111,400	115,300	118,900	134,200
認定率(65歳以上)	19.2%	19.8%	20.3%	22.7%
事業対象者	5,300	6,100	7,000	7,500

※ 各年度9月末時点

※ 端数処理(四捨五入)の関係上、内訳と合計が一致しないことがある。

第3章 施策の展開

1 施策推進の方向性

計画の理念

『互いに長寿を喜び合い、はつらつとして暮らせるまち、なごや』の実現

計画の視点

人間性の尊重

活力ある高齢期の実現

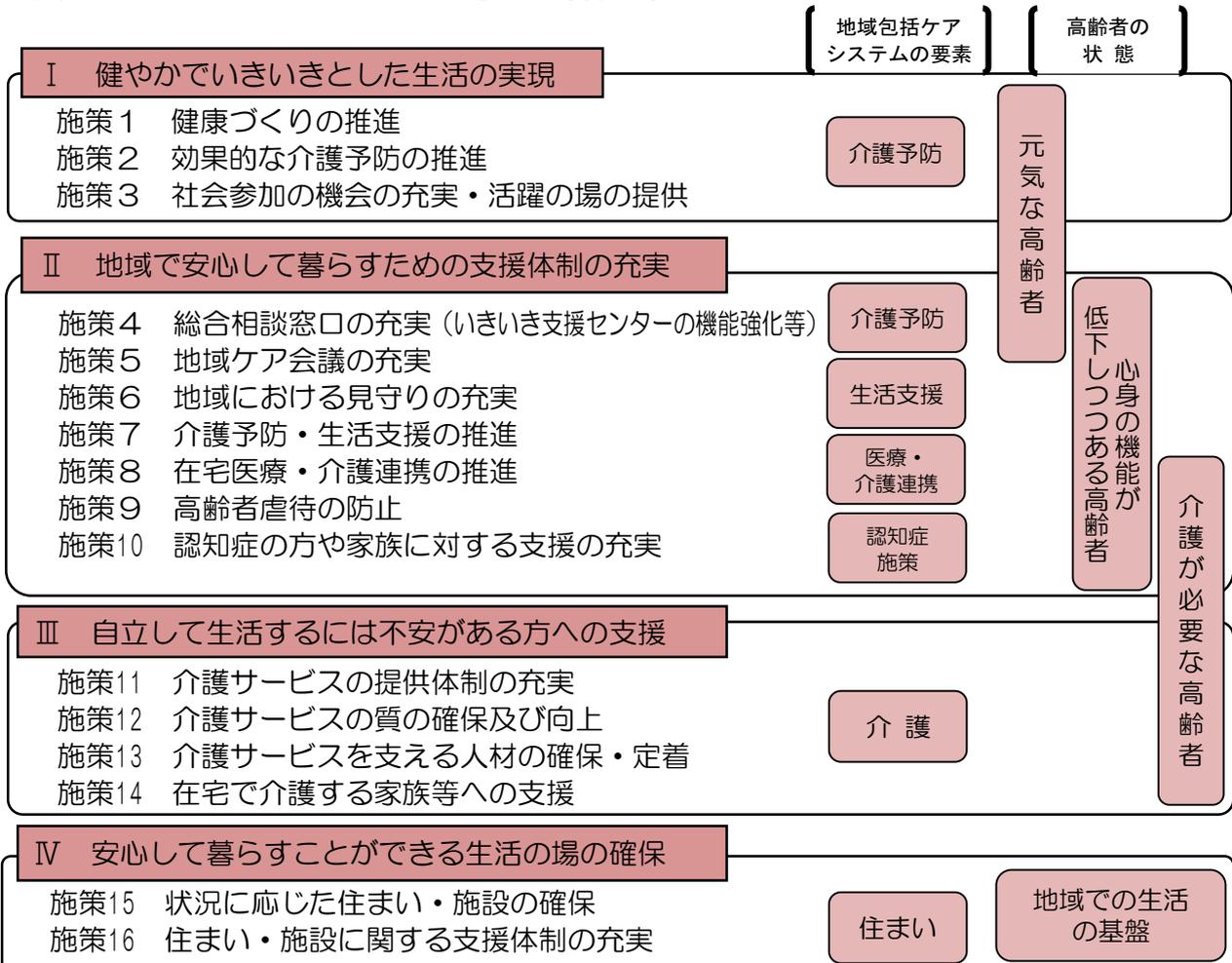
在宅生活の総合的支援

ともに生きるまちづくり

市民の幅広い参加と民間活力の活用及び地域支援体制の構築

施策推進の方向性

高齢者が生きがいを持って暮らし、社会において積極的に役割を担い、活躍できるような環境づくりを進めるとともに、住み慣れた地域で、人生の最後まで尊厳をもって自分らしく暮らすことができるよう、医療、介護、介護予防、生活支援、住まい、認知症施策などが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を実現する。



2 施策の体系

I 健やかでいきいきとした生活の実現

【施策】

【主な事業】

1 健康づくりの推進

P21

健康増進事業、がん対策 等

2 効果的な介護予防の推進

P25

いきいき教室、地域サロン活動等支援事業、
高齢者はつらつ長寿推進事業 等

3 社会参加の機会の充実・活躍の場の提供

P29

敬老バス、福祉会館、老人クラブ支援、高齢者就業支援センター、
鯨城学園、高齢者サロン 等

II 地域で安心して暮らすための支援体制の充実

4 総合相談窓口の充実

(いきいき支援センターの機能強化等)

P33

いきいき支援センター、高齢者いきいき相談室

5 地域ケア会議の充実

P35

地域ケア会議

6 地域における見守りの充実

P39

見守り支援事業、高齢者福祉相談員、
高齢者見守り協力事業者登録制度 等

7 介護予防・生活支援の推進

P45

生活支援型訪問サービス、地域支えあい型訪問サービス
ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービス 等

8 在宅医療・介護連携の推進

P49

在宅医療・介護連携支援センター、はち丸ネットワーク
在宅歯科医療・介護連携推進事業 等

9 高齢者虐待の防止

P53

高齢者虐待相談センター、高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口
等

10 認知症の方や家族に対する支援の充実

P55

認知症サポーター、認知症初期集中支援チーム、
認知症高齢者を介護する家族への支援 等

III 自立して生活するには不安がある方への支援

11 介護サービスの提供体制の充実

P63

特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、
(看護)小規模多機能型居宅介護 等

12 介護サービスの質の確保及び向上

P67

介護事業所の指導、
介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業 等

13 介護サービスを支える人材の確保・定着

P71

定着支援・人材育成、介護職に関する情報発信 等

14 在宅で介護する家族等への支援

P75

介護保険制度等の周知、家族介護者教室 等

IV 安心して暮らすことができる生活の場の確保

15 状況に応じた住まい・施設の確保

P81

市営住宅への入居機会の確保、市営住宅のバリアフリー化、
高齢者向け賃貸住宅の供給、特別養護老人ホーム 等

16 住まい・施設に関する支援体制の充実

P87

市営住宅ふれあい創出事業、高齢者の入居が可能な民間賃貸住
宅や居住支援に関する情報提供 等

3 地域包括ケアシステムを構築する区域（日常生活圏域）の考え方

市町村は、地理的条件、人口等の社会的条件、施設の整備状況等の条件を総合的に勘案して、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

地域包括ケアシステムは、重度な要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に確保される仕組みですが、本市では、地域密着型サービスが十分機能するよう日常生活圏域を行政区単位として設定してきた経緯があります。

このため、本市における日常生活圏域は、行政区を基礎単位（16圏域）と設定し、地域包括ケアシステムを構築するうえで、さらなる充実が必要な施策については、よりきめ細かい単位でのサービス提供について、検討を進めます。

さらに、各地域特性を踏まえた対応については、各区に設置している地域ケア会議のもと、地域の実情に即した取り組みを進めてまいります。

4 施策の展開

「地域包括ケアシステム」を実現するための16の施策を、4つのテーマに分けて掲載しています。

施策ページの見方

めざす姿

2025年に向けて、施策を推進することにより目指す姿を記載しています。

現状と課題

施策を取り巻く現状と課題を記載しています。現状には、事業の実施状況や計画策定のために平成28年度に実施した実態調査の結果を記載しています。

施策の展開

計画期間において、施策をどのような方向性で進めるかを記載しています。

施策を推進する事業

<主な事業>

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標

各施策を推進する主な事業を一覧で掲載しています。また、表の「計画目標」欄には、平成32年度の事業量などを記載しています。

<新たな取り組み>

第7期計画における新たな取り組みを記載しています。

I 健やかでいきいきとした生活の実現

施策1 健康づくりの推進

めざす姿

生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることにより、生涯にわたり健康で、心豊かな生活を送ることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- 本市の健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）は、平成25年時点で男性70.88年、女性74.24年となっています。平成22年時点では男性70.42年、女性73.64年となっており、男性で0.46年、女性で0.60年延伸しています。
- 本市では、健康なごやプラン21（第2次）に基づき、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸などを目標に掲げ、保健所などでの健康講座の開催や健康相談を通じた知識の普及・啓発や、がん検診、歯周疾患検診の実施など、さまざまな取り組みを実施しています。
- 様々な取り組みの一方で、健康なごやプラン21推進会議において、本市の実施する健康増進施策に関する取り組みについて、市民への広報が不足しているのではないかと意見を受けています。

○実態調査結果

高齢者、若年者ともに、がんや生活習慣病、認知症予防、食生活への関心が高い一方で、健康について知りたいことが特にない方が2割を超えています。

<課題>

○健康寿命のさらなる延伸

施策の展開

1 健康なごやプラン21（第2次）の推進

健康なごやプラン21（第2次）に掲げる各種の健康増進施策の取り組みについて、引き続き推進していくとともに、市民への広報を充実します。

市民の関心が高い生活習慣病予防などの正しい知識の普及・啓発をすすめるとともに、すべての市民が健康に関心をもち、健康づくりに取り組むための効果的な情報発信について検討します。

<健康なごやプラン21（第2次）平成25年3月策定 計画期間：平成25年度～34年度>

《目的》

すべての市民が健康で心豊かに生活できる社会の実現

健康寿命の延伸

生活の質の向上

生活習慣病の予防

子育て家庭の支援

5つの視点
での働きかけ

- 1 生活習慣病の発症予防及び重症化予防の推進
- 2 社会環境の改善
(多様な活動主体との連携、一人ひとりの社会活動への参加)
- 3 世代に応じた生活習慣の改善
- 4 予防医療の推進 (予防接種の推進)
- 5 母子保健の推進

分野（14分野）

【生活習慣の改善及び生活習慣病予防（10分野）】

- ①栄養・食生活 ②身体活動・運動 ③休養・こころの健康づくり ④たばこ
⑤アルコール ⑥歯の健康 ⑦糖尿病 ⑧循環器疾患 ⑨がん ⑩予防接種

【母子保健（4分野）】

- ⑪思春期の保健対策の強化と心身両面の健康づくり
⑫妊娠・出産に関する安全性の確保と健康づくり
⑬小児保健水準の向上
⑭子どものこころの安らかな発達と育児不安の軽減

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
健康増進事業の推進	生活習慣の改善による生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上をはかるため、健康なごやプラン21（第2次）に基づき、栄養・食生活、身体活動・運動などに関する支援、普及啓発、情報提供などの健康増進事業を推進	健康なごやプラン21（第2次）に基づく健康増進事業の推進	健康なごやプラン21（第2次）に基づく健康増進事業の推進 市民への広報を充実
がん対策の推進	がんの早期発見・早期治療を目的として、6種類のがん検診を実施。 また、がんに関する知識の普及啓発を図るとともに、喫煙防止対策等、がんの予防に向けた取り組みを推進	がん検診の受診率 胃がん 19.9% 大腸がん 25.1% 肺がん 21.6% 子宮がん 58.9% 乳がん 47.8% 前立腺がん 32.4% 建物内全面禁煙実施 施設数 3,246 施設	がん検診の受診率※ 胃がん 50.0% 大腸がん 50.0% 肺がん 50.0% 子宮がん 65.0% 乳がん 50.0% 前立腺がん 50.0% 建物内全面禁煙実施 施設数※ 5,000 施設
歯科口腔保健対策の推進	歯周疾患の早期発見・早期治療を目的として、歯周疾患検診を行うとともに、健康教育や保健指導により正しい歯科保健知識の普及に向けた取り組みを推進	歯周疾患検診の受診率 9.3%	歯周疾患検診の受診率※ 12.0%

※健康なごやプラン21（第2次）に定める平成34年度の目標

施策 2 効果的な介護予防の推進

めざす姿

地域の身近な場所において、自発的・継続的に介護予防に取り組むことにより、生活の質（QOL）が向上し、自立した生活を送ることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・高齢者が介護予防に取り組めるよう、身近な場所で気軽に集まり、主体的に活動ができるサロンの数を増やすとともに、介護予防や認知症予防の知識を学ぶ教室を開催しています。
- ・一般介護予防事業として新たに地域サロン活動等支援事業を実施し、保健所から保健師等を派遣しましたが、リハビリテーション専門職（理学療法士等）の派遣は0.5%程度となっています。

○実態調査結果

- ・地域で介護予防に取り組める活動場所が分からないと回答した方や、介護予防に取り組んでいないと回答した方は、それぞれ約7割あります。
- ・介護予防を続けるために、活動場所が身近にあることが大切であると回答した方が約6割、一緒に取り組む仲間がいることが大切と回答した方が約5割あります。

<課題>

- 介護予防活動の普及・推進並びに場所の充実
- 住民主体の集いの場における専門的支援の推進
- 効率的な介護予防の促進

施策の展開

1 介護予防の周知、啓発

より多くの高齢者が自発的かつ継続的に介護予防に取り組めるよう、介護予防の様々な活動方法やその効果を紹介する等、具体的な内容を周知し、啓発します。

2 身近な地域での介護予防の活動場所の充実

より身近な場所で介護予防に取り組めるよう、活動場所を充実させていくとともに、その活動場所を広報します。

3 住民主体の集いの場への専門職派遣の推進

効果的な介護予防を推進するために、住民主体の集いの場に保健所の保健師等や地域のリハビリテーション専門職等を派遣し、自立支援に資する取り組みを推進します。

4 効果検証等による効率的な介護予防の促進

地域ごとの課題等を確認、分析するとともに、介護予防事業の効果検証を実施し、その結果に基づき、効率的な介護予防を促進します。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
いきいき教室 の実施	<p>（拠点型）各区の保健所等において、認知症予防、運動機能、栄養、口腔等に関する介護予防教室や講演会等の開催</p> <p>（出張型）地域全体の介護予防の活動を推進するため、保健所の保健師等が地域を訪問し、地域の特性や課題に応じた介護予防の普及啓発を実施</p>	延べ利用者数 22,961人 ※	延べ利用者数 96,000人
地域サロン活動等支援事業 の実施 ＜拡充＞	保健所の保健師等や地域のリハビリテーション専門職等が、高齢者サロン等の住民が主体的に活動する場を訪問し、自立支援に役立つ相談等を実施	延べ利用者数 45,246人 ※ 実施回数 1,827回 ※	延べ利用者数 95,000人 実施回数 3,100回
高齢者はつら つ長寿推進事 業の実施	コミュニティセンターなどの身近な場所において、レクリエーションなどを通じ、自主的なグループ活動につながるよう仲間づくりの支援を実施	延べ利用者数 136,779人	延べ利用者数 152,000人
高齢者サロンの推進 ＜拡充＞	高齢者の身近な居場所となるサロンについて、開設及び運営に係る相談や助成を実施	高齢者サロン数 759か所	実施 (小学校区ごとに整備)

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
福祉会館認知症予防教室の開催	各区の福祉会館において、認知症予防のための運動を行うほか、認知症予防に役立つ知識や活動について学ぶ教室を開催	延べ利用者数 18,428人 ※	延べ利用者数 27,000人
松ヶ島における健康づくり事業の実施	休養温泉ホーム松ヶ島において、保健師などによる健康相談等を定期的の実施し、健康指導を中心とした宿泊プランを提供	延べ利用者数 2,029人	延べ利用者数 2,400人
なごや健康カレッジの開催	大学等と連携し、科学的根拠を重視した、楽しく続けられる健康づくり講座を開催	延べ利用者数 3,317人	実施

※ 介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い実施した事業のため、平成28年度は平成28年6月から平成29年3月までの実績を計上

施策 3 社会参加の機会の充実・活躍の場の提供

めざす姿

知識や経験を活かして社会参加し、生きがいを持って生活しているとともに、社会において様々な役割を担い活躍している。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・教養の向上等の機会を提供する福社会館の運営や、老人クラブの活動支援等を通じて、生きがいづくりや仲間づくりの促進を図るとともに、高齢者就業支援センターの運営等により就業の機会の提供を行っています。
- ・また、鯨城学園においては、地域活動の核となる人材養成を行い、高齢者による地域活動を促進しています。
- ・元気な高齢者がボランティアとして参加し、地域での支えあいの担い手となる地域支えあい事業を小学校区ごとに実施しており、順次実施学区を拡大しています。
- ・高齢者の身近な居場所であり、また、高齢者も運営の担い手となる高齢者サロンについて、開設や運営に対する助成を行い、拡充を図っています。

○実態調査結果

- ・半数以上の高齢者が毎日1回以上外出している一方で、「1週間に1回程度」「ほとんど外出しない」方が合わせて約1割あります。
- ・外出を控える理由として、身体的な理由を除くと、外出機会がないことや、一緒に出かける人がいないことなどが挙げられています。
- ・地域活動等について、現在は参加していないが、今後参加したいと考えている方は、高齢者では約1割あり、若年者では約2~4割あります。
- ・高齢者が地域社会に貢献するうえで市に特に力を入れてほしいこととして、「情報の集約・提供」や「活動の場の拡充」などが挙げられています。

<課題>

○外出のきっかけづくりや仲間づくり等の機会の確保

○地域活動等に関心がある方を活動につなげること

施策の展開

1 外出のきっかけづくりや仲間づくりの機会の充実等

外出のきっかけづくりや仲間づくりの機会を充実させるため、身近なふれあいや交流場所である高齢者サロン等の整備をさらに進めるとともに、元気な高齢者が地域における支え合いの担い手となるよう活躍の場を広げる支援をします。

2 情報発信の充実

地域活動等に関心がある高齢者が実際に活動しやすいよう、これから高齢期を迎える年齢層も含めて、地域活動等に関する情報を幅広く発信します。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
敬老パス・敬老手帳の交付	高齢者が気軽に外出し、様々な活動に積極的に参加できるよう市営地下鉄等に無料で乗車できる敬老パスと敬老手帳を交付	敬老パスによる市営交通機関の1日当たり乗車人員 194,109人	実施 敬老パスによる市営交通機関の1日当たり乗車人員（32年度） 202,000人
福社会館の運営	高齢者の各種相談に応じるとともに、教養の向上、健康の増進、レクリエーション活動などの機会を提供	16区で実施 延べ利用者数 835,865人	実施
老人クラブの活動支援 ＜拡充＞	地域で社会奉仕活動や健康づくり、見守り活動などを行う老人クラブに対して補助を実施	老人クラブ数 1,409クラブ 会員数 66,116人	老人クラブの活性化に向けた支援を実施
休養温泉ホーム松ヶ島の運営	低廉な料金で、高齢者等が休養し、心身の健康の増進を図る場を提供	延べ宿泊者数 20,731人 部屋利用率 96.5%	実施
高齢者スポーツの推進	福祉スポーツセンターにおいて高齢者向けのスポーツ事業を行うとともに、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に選手を派遣	高齢者スポーツ教室等 延べ参加者数 949人 全国健康福祉祭 派遣選手数 154人	実施

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
シルバー人材センター事業への補助	就業を通して高齢者の生きがいを高めるため、臨時的、短期的な就業の機会を提供するシルバー人材センターへの補助を実施	会員数 8,369人 延べ就業者数 751,181人	実施
高齢者就業支援センターの運営	就業を通して高齢者の社会参加を支援するため、就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施	延べ利用者数 (主な事業) 就業相談 4,119人 情報提供 26,049人 技能講習 9,616人 交流啓発 6,273人	技能講習内容の充実
鯨城学園の運営	高齢者の教養の向上を図り、生きがいを高めるとともに、地域活動の核となる人材を養成	4コース 10専攻 定員 1,520人	専攻内容の充実
生涯学習センターの運営	高齢者を始め市民の多様な学習意欲に corres 応するため、各区に設置された生涯学習センターで講座を開催	16区で実施	実施
地域支えあい事業の実施 <拡充>	高齢者のちょっとした困りごとを地域住民のボランティアが解決する仕組みを構築	実施学区数 16区 64学区	実施学区の拡大
高齢者サロンの推進 <拡充> (再掲)	高齢者の身近な居場所となるサロンについて、開設及び運営に係る相談や助成を実施	高齢者サロン数 759か所	実施 (小学校区ごとに整備)

II 地域で安心して暮らすための支援体制の充実

施策 4 総合相談窓口の充実（いきいき支援センターの機能強化等）

めざす姿

地域の高齢者及びその家族等が、身近な総合相談窓口であるいきいき支援センターに困り事などを気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- いきいき支援センターが介護、認知症に関すること、高齢者虐待、権利擁護等の様々な内容を含めた総合的な相談窓口として対応しています。
- いきいき支援センターの相談件数は毎年度増加している傾向にありますが、高齢者いきいき相談室の相談件数は、設置か所数からみると伸びていない状況です。

○実態調査結果

- いきいき支援センターの活動として知られている内容は、「介護保険やその他サービスについての相談」が約3割と最も多く、次いで「認知症についての相談」が約2割となっています。
- 認知度については、いきいき支援センターを知らないと回答した方が若年者で約5割、高齢者で約4割あります。また、高齢者いきいき相談室を知らないと回答した方は、高齢者で約7割あります。
- 高齢者いきいき相談室を運営する事業者へのアンケートでは、高齢者いきいき相談室は広報不足等のため認知度が低く、利用が進んでいないとの意見が挙げられています。

<課題>

- いきいき支援センター及び高齢者いきいき相談室の役割の見える化
- いきいき支援センターの体制強化

施策の展開

1 いきいき支援センター及び高齢者いきいき相談室の利用促進

センター及び相談室の事業内容・活動内容を分かりやすく地域に発信するとともに、地域の身近な場所でいつでも相談できる窓口を増やしていくことで、利用を促進します。

2 いきいき支援センターの体制強化

高齢化の進展による相談件数の増加等に対応するために、必要な人員の確保、各センター間の連携強化、職員のさらなる資質向上等をしていくことで、体制強化を図ります。

施策を推進する事業

<主な事業>

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
いきいき支援センターの運営	地域包括ケアシステム構築の中核機関として、45か所（センター29か所、分室16か所）を相談拠点として運営	相談件数 357,637件	実施
高齢者いきいき相談室の設置	いきいき支援センターへつなぐ身近な相談窓口として269か所設置	相談件数 1,741件	実施

施策5 地域ケア会議の充実

めざす姿

各区において高齢者が安心して生活できるよう、多職種が個別事例の検討を行うことで高齢者を支援するとともに、高齢者を取り巻く様々な地域課題を解決することができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- 各区において地域包括ケア推進会議を年2回程度開催するとともに、認知症専門部会等の専門部会や個別ケース検討会議を開催し、各区の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進しています。
- 各区の取り組み内容については、実施状況を取りまとめた上で、区間で情報共有をしています。また、NAGOYAかいごネットやフェイスブック等に掲載することにより、市民への情報発信を行っています。

<課題>

- 各区地域包括ケア推進会議の充実
- 個別ケース検討会議の充実
- 各区地域ケア会議の取り組み内容の整理、全市課題への対応
- 各区地域ケア会議の取り組み内容の見える化

施策の展開

1 各区地域包括ケア推進会議の充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた本市の方向性を示すとともに、各区において、計画的・戦略的に地域の実情を踏まえた取り組みを実施します。

2 個別ケース検討会議の充実

個別ケース検討会議等を引き続き開催し、高齢者個人に対する支援の検討を行うとともに、地域課題を把握します。また、高齢者の自立支援に向けたケアマネジャーのケアマネジメント支援方法を検討します。

3 全市課題への対応、好事例の横展開

各区の実情に応じた取り組みを推進するとともに、各区の取り組みから全市課題を把握し、市施策に反映できるよう検討するほか、好事例については他区への横展開を図ります。

4 市民への広報の充実

各区の地域包括ケアシステムについて、より多くの方に興味を持ってもらえるよう、地域ケア会議の取り組み内容を、様々な手法により発信します。

<名古屋市における地域ケア会議>

市地域ケア会議

○名古屋市高齢者施策推進協議会(市が設置)

・各区会議の実施状況の把握、全市的課題についての協議及び政策形成等を行う。

事務局:健康福祉局

課題等

各区地域ケア会議

○区地域包括ケア推進会議(区が設置)

・各区の地域包括ケアシステム構築の推進母体として、高齢者への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行う。
・検討内容に応じて、「認知症専門部会」、「個別ケース検討会議」等を開催する。

○認知症専門部会

・認知症の普及啓発や認知症地域ネットワークをつくるための取り組み等を行う。

○個別ケース検討会議

・サービス担当者会議等では解決困難な個別ケース事例を多職種で検討し、

- ①地域支援ネットワークの構築
 - ②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援
 - ③地域課題の把握
- 等を行う。

○地域支援ネットワーク運営協議会(孤立防止)

○在宅医療・介護連携会議

在宅医療と介護の連携を推進するための取り組み

○生活支援に係る協議体

生活支援の基盤整備とネットワーク構築のための取り組み

○介護予防に係る会議

連携(部会化)

構成員:医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員、介護事業者、民生委員・児童委員、老人クラブ、NPO 法人、ボランティア、消防職員等が必要に応じて参加

事務局:区役所、保健所、いきいき支援センター

(在宅医療・介護連携会議については市医師会、生活支援に係る協議体については市社会福祉協議会がそれぞれ事務局を担う。)

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
地域ケア会議 の実施 ＜拡充＞	各区の地域ケア会議を地域包括ケアシステム構築の推進母体と位置づけ、区役所・保健所といきいき支援センターを事務局として、高齢者個人に対する支援や、高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討等を実施	地域包括ケア推進会議 32回 認知症専門部会 66回 個別ケース検討会議 372回 地域支援ネットワーク運営協議会 49回 在宅医療・介護連携会議 32回 生活支援に係る協議体 49回 介護予防に係る会議 21回	実施 計画的・戦略的に地域包括ケアシステムの構築を推進

施策6 地域における見守りの充実

めざす姿

地域住民をはじめとした多様な主体による見守りや地域の身近な居場所への参加によって、地域とつながりながら暮らし続けることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・孤立防止のため、高齢者のみ世帯等を対象として、見守り支援員による地域支援ネットワークの構築、民生委員・児童委員による見守り活動、高齢者見守り協力事業者等による見守りを推進しています。
- ・地域の身近な居場所づくりのため高齢者サロンに対する助成を行い、759か所開設されています（平成29年3月末現在）。
- ・高齢者のちょっとした困りごとを地域住民のボランティアが解決する地域支えあい事業は、全小学校区266学区のうち64学区で実施しています（平成29年3月末現在）。
- ・高齢者の暮らしの安心・安全を守るため、高齢者や地域住民に対し、防災や交通安全、消費者被害防止に係る啓発等を行っています。

○実態調査結果

- ・人と人とのつながりが薄れてきていると感じている方が、9割を超えています。
- ・孤立を身近な問題と感じている方は約7割あり、孤立防止のために必要だと思うこととして、「隣近所の声掛け」や「地域での見守り活動」、「高齢者の生きがいづくりや居場所づくり」が挙げられています。

<課題>

○見守り活動等の充実

○地域のつながりの強化

施策の展開

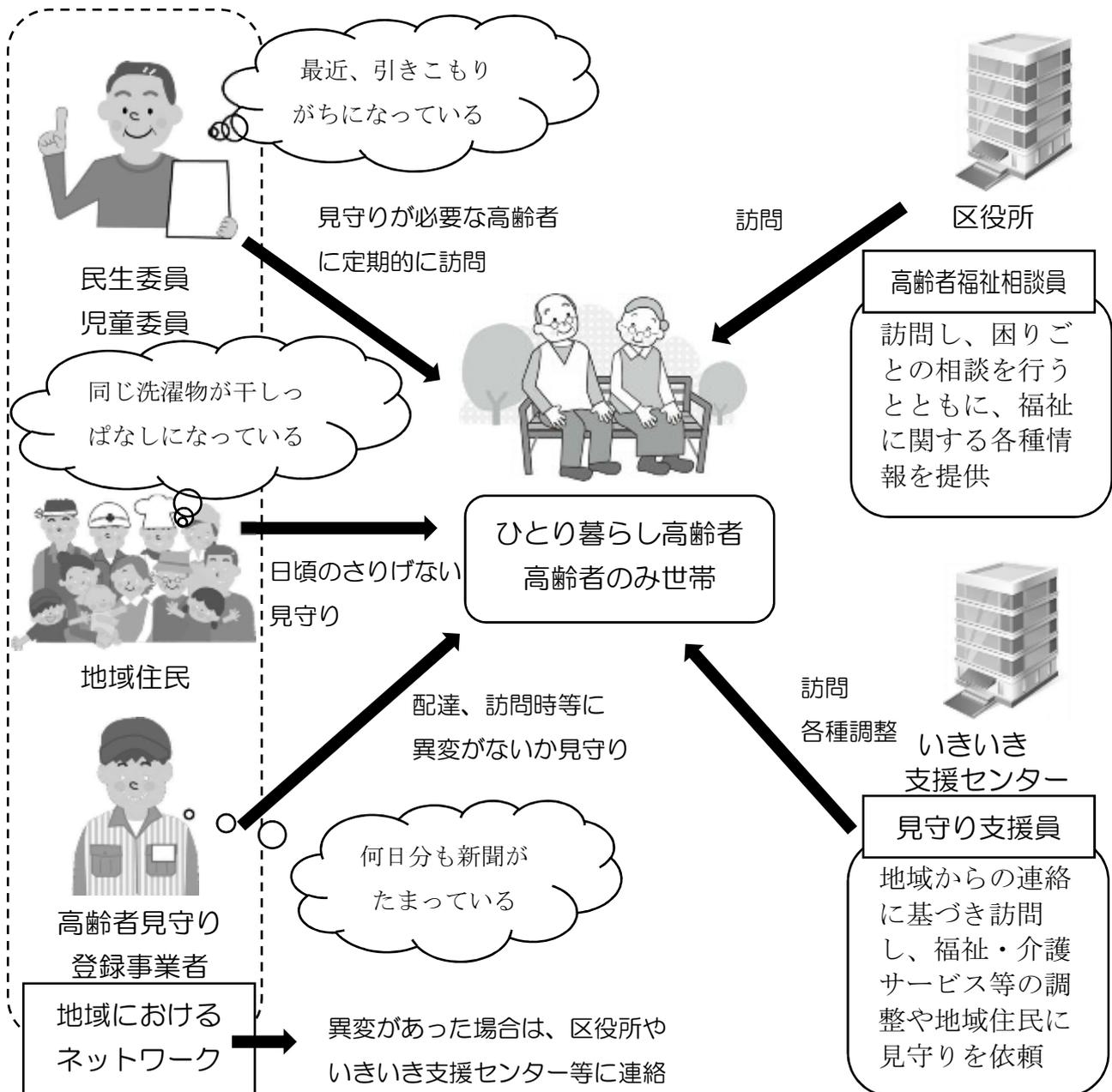
1 多様な主体による見守り活動の充実

行政、地域住民、民間事業者等の多様な主体による見守り活動を支援し、充実させることで高齢者の孤立を防止するとともに、支援を必要とする高齢者を適切な関係機関による支援につないでいきます。

2 幅広い世代による高齢者支援にかかる地域活動への参加

幅広い世代の地域住民や団体に高齢者サロン等の居場所づくりや地域の助け合い活動への協力を呼び掛け、地域のつながりを深め、高齢者の孤立を防止します。

<多様な主体による見守り活動>



施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
見守り支援事業の実施	いきいき支援センターに見守り支援員を各区1人配置し、高齢者に対して福祉・介護サービス等の調整や地域住民による見守りネットワーク構築を実施	ネットワーク構築件数 409件	実施
高齢者福祉相談員の配置	安否の確認や孤独感の解消のため、各区に配置した高齢者福祉相談員が、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯を訪問して、各種の相談・支援を実施	訪問世帯数 119,464 世帯	実施
高齢者見守り協力事業者登録制度の実施	新聞販売店をはじめとした民間事業者が、高齢者の自宅に訪問した際など、異変を発見した場合に区役所などに連絡を実施	登録事業者数 1,624 事業者	実施
ひとり暮らし高齢者緊急通報事業の実施	心臓病等の慢性疾患のあるひとり暮らし高齢者等に対して、心臓発作等緊急事態が発生した場合に、緊急ボタンを押すとコールセンターに緊急通報できる特殊電話機を貸与	貸与台数 2,410 台 通報件数 1,033 件 (障害分含む)	実施
福祉電話の貸与	電話がなく、環境的に孤独な生活をしているひとり暮らしの65歳以上の方のうち、一定所得額以下の方に対して電話機を貸与し、週2回程度、電話訪問による安否確認及び相談を実施	貸与台数 776 台	実施

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
民生委員・児童委員、老人クラブ等による見守り	民生委員・児童委員による「ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動」や老人クラブ等による自主的な見守り活動を実施	実施	実施
地域支えあい事業の実施 ＜拡充＞ (再掲)	高齢者のちょっとした困りごとを地域住民のボランティアが解決する仕組みを構築	実施学区数 16区64学区	実施学区の拡大
高齢者サロンの推進 ＜拡充＞ (再掲)	高齢者の身近な居場所となるサロンについて、開設及び運営に係る相談や助成を実施	高齢者サロン数 759か所	実施 (小学校区ごとに整備)
消防あんしん情報登録制度の実施	ひとり暮らし高齢者等を対象に、病気や事故等により救急搬送され、本人から家族等へ連絡できない場合、予め登録された緊急連絡先に消防局が連絡する制度を実施	登録者数 32,165人	実施
高齢者世帯等の防火防災指導	高齢者世帯等に対し防火・防災についての啓発を行い、意識の高揚と火災予防・災害対策の普及を図るとともに、防火・防災診断により火災予防・災害対策を促進	防火防災指導世帯数 8,311世帯	実施
助け合いの仕組みづくり	災害発生時に、地域が主体となって、高齢者等を始めとする地域住民の迅速な安否確認や避難支援等を行うため、「助け合いの仕組みづくり」を推進	実施町内会・自治会の割合 82.3%	実施町内会・自治会の割合 100%

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
交通事故防止	交通指導員による高齢者向け交通安全教室や、ふれあい給食サービス参加者への反射材配布等を通じて、交通安全意識の高揚を図るとともに、県警の運転免許自主返納窓口を周知	交通安全教室 参加者数 2,910人	実施
消費者被害防止	ひとり暮らしの高齢者や、高齢者の周囲の市民等を対象とし、出張講座を実施するとともに、「なごや暮らしのあんしん情報」を配布するなど、高齢者の消費者被害防止のための啓発を実施	出張講座 開催回数34回 参加者数1,458人 高齢者見守り支援講座 開催回数7回 参加者数1,293人 「なごや暮らしのあんしん情報」 隔月発行 配布数10,000枚	実施 高齢者見守り支援講座 開催回数16回 参加人数1,000人 実施

<地域福祉活動の推進>

本市は、「なごやか地域福祉2015」に基づき、地域住民による見守りや支え合いに関する活動や高齢者サロンの運営等の地域福祉活動を推進しています。

1 地域福祉推進協議会の設置

市内の全小学校区に地域の各種団体で組織する「地域福祉推進協議会」を設置し、市・区社会福祉協議会と連携して活性化を進めています。地域福祉推進協議会では、ふれあい給食やふれあいネットワーク活動等、様々な活動を実施しています。

2 地域福祉活動への支援

市・区社会福祉協議会では、地域で支えあう意識を高めるための広報・啓発、市民ボランティアの育成、地域住民による福祉活動への支援等を行っています。

3 在宅サービスセンターの整備

地域住民が主体的に地域福祉を推進していくため、地域福祉活動の拠点として、各区に在宅サービスセンターを整備しています。（平成29年3月末現在：15区）

施策 7 介護予防・生活支援の推進

めざす姿

専門的な訪問・通所サービスに加え、元気な高齢者等、地域のかも活用した多様なサービスの中から状態に適したサービスを利用することにより、心身の機能が低下しつつある高齢者が状態の維持・改善を図ることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・本市独自で基準を定めたサービス（以下「本市独自サービス」という。）である生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスについては、計画と比較して利用者数が伸びていません。
※ 本市独自サービス…専門的な訪問・通所サービスとは別に、利用者の能力に応じた支援により自立意欲の向上に繋げることを目的とし、併せて人員配置の基準等を本市独自に定めたサービス
- ・ミニデイ型通所サービス及び運動型通所サービスについては、利用期間を6カ月とし、自身で介護予防に取り組めるようにすることを目指していますが、利用終了後の行き先の一つとして想定していた高齢者サロン等の通いの場へ移行する方が少ない状況です。
- ・生活支援型訪問サービスについては、本市が実施する「高齢者日常生活支援研修」の修了者も担い手としての活躍を期待していますが、研修修了者の雇用は55名（平成28年度末時点の研修修了者数 941名）と少ない状況です。

○実態調査結果

- ・介護保険外の生活支援サービスを利用した方では、「日常の掃除洗濯・ゴミ出し」「調理・配食」「病院等への外出時の付き添い」「出張理美容サービス」の利用などが挙げられています。

<課題>

- 本市独自サービスの普及及び事業の効果検証
- 高齢者日常生活支援研修修了者が活躍できる場の拡大
- 高齢者が必要とする生活支援の把握・充実

施策の展開

1 本市独自サービスの利用を推進

利用者の心身の状況に応じたサービス提供が行えるよう、事業所数及び担い手を増やし、本市独自サービスの利用を推進するとともに、サービス利用による介護予防の効果を含めた事業全体の検証を行い、今後の事業のあり方について検討します。

2 高齢者日常生活支援研修及び同等研修の修了者が活躍できる場の拡大

研修修了者の増加に努めるとともに、研修修了者と求人する事業所をマッチングする取り組みを行います。

※ 同等研修とは、本市が実施している高齢者日常生活支援研修と同等の内容で認定を受けた法人が実施する研修であり、生活支援型訪問サービスの従事者となることが可能

3 生活支援の把握・充実と情報提供の強化

各区の生活支援に係る協議体等において、高齢者が必要とする生活支援の把握に努めるとともに、高齢者が必要な生活支援を気軽に利用できるように、身近な地域の生活支援に関する情報を高齢者に分かりやすく提供します。

また、地域に不足している生活支援がある場合は、その生活支援の提供に関して、民間事業者や地域団体等と調整を行います。

施策を推進する事業

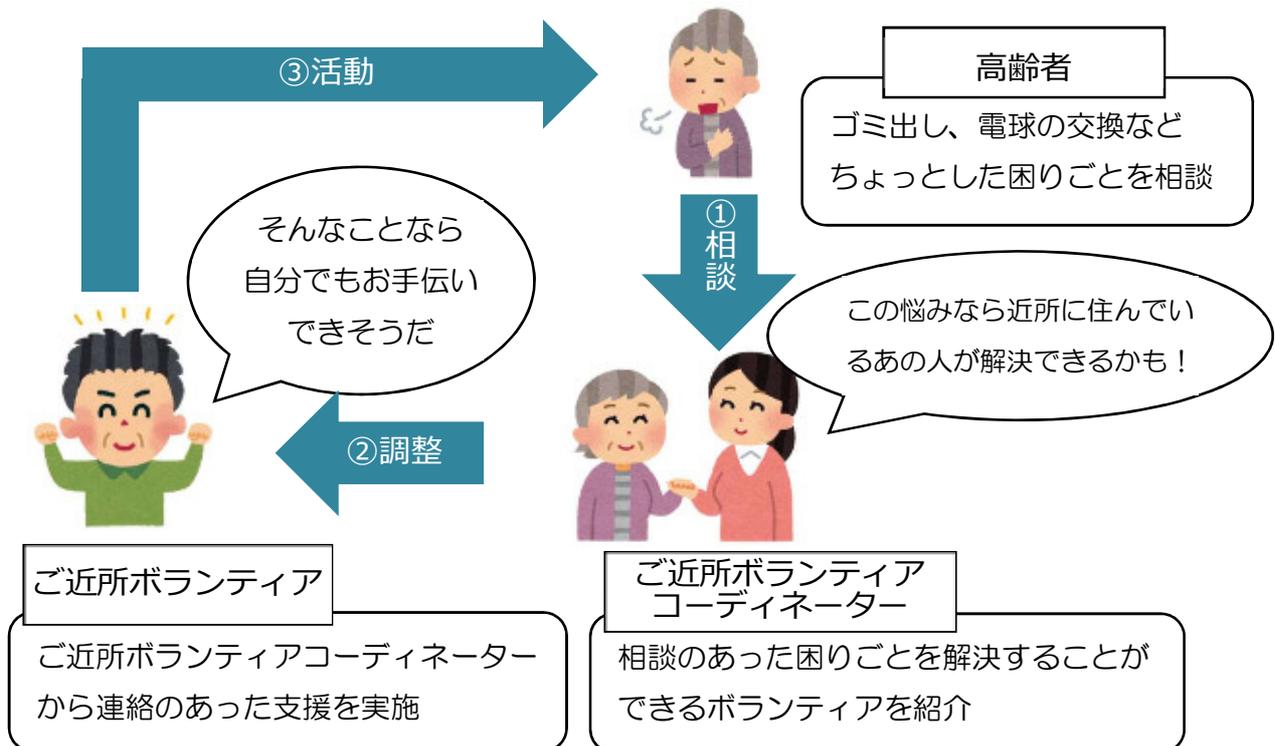
＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
生活支援型 訪問サービス	本市が開催する研修の修了者等が家庭を訪問し、自立を目指した計画のもとで、日常の掃除・洗濯・家事等の生活支援を実施	184人/月	2,600人/月
地域支えあい型訪問サービス	地域の元気な高齢者等のボランティアが、ゴミ出しや電球の交換等の日常のちょっとした困り事に対する生活支援を実施	16区64学区	実施学区の拡大
ミニデイ型 通所サービス	デイサービスセンター等の施設において、自立を目指した計画のもとで、「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を活用した機能訓練等を実施	49人/月	400人/月
運動型 通所サービス	デイサービスセンターやフィットネスクラブ等で、転倒予防や足腰の筋力保持のため、自宅でもできる軽い運動や体操等を実施	464人/月	1,450人/月
自立支援型 配食サービス	自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度に弁当を自宅に配達するとともに、利用者の安否を確認し、必要な場合は関係機関等へ連絡	186人/月	6,620人/月

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
生活支援の推進	介護保険のサービス等、既存のサービスでは対応できない生活支援サービスの把握、開発、担い手の養成等を実施。生活支援の充実を目的として、各区の生活支援関係者が集い情報共有を行う場を開催	生活支援に係る協議体 開催回数 49回	実施
生活援助軽サービス事業の実施	ひとり暮らし高齢者等を対象に、年度内4回を上限に、臨時的で軽易な日常生活上の援助を実施	利用回数 10,299回	実施
日常生活用具給付事業の実施	自宅において寝たきりやひとり暮らし等の状態にある高齢者に、電磁調理器等を給付	支給件数 431件	実施

<地域支えあい型訪問サービス>

学区のコミュニティセンターなどで、ご近所ボランティアコーディネーターが困りごとの相談を受け付け、ご近所ボランティアがちょっとした困りごとの解決を図ります。



施策 8 在宅医療・介護連携の推進

めざす姿

在宅医療と介護の連携を推進し、切れ目のない医療・介護サービスの提供を行うことにより、在宅で療養する高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・在宅医療・介護連携支援センターを各区1か所に設置し、医療機関・介護事業所や市民からの相談対応や、多職種が連携を深めるための研修等を実施しています。
- ・在宅療養者に質の高い医療・介護サービスを提供するため、関係者がある方の医療・介護情報や生活状況等を共有するシステム「はち丸ネットワーク」を運用しており、関係機関の登録を段階的に進めています。
- ・平成28年度から在宅歯科医療・介護連携推進モデル事業を実施し、在宅療養者に対する切れ目のない在宅歯科医療と介護の提供体制の構築を図っています。

○実態調査結果

- ・人生の最終段階における療養場所の希望については、「自宅」「病院」がともに約3割とほぼ同じ割合となっている一方、「わからない」との回答も2～3割あります。
- ・自宅で最期を迎えるためには、往診してくれるかかりつけの医師、訪問看護師、ヘルパーや相談機関、経済的援助等、様々な支援体制が必要とされています。

<課題>

- 在宅療養に関する正しい知識の普及
- 在宅医療・介護連携推進体制の充実
- はち丸ネットワークの普及

施策の展開

1 在宅療養に関する正しい知識の普及

医療や介護が必要になっても在宅で生活を送ることができることを市民や関係者に分かりやすく説明することにより、在宅療養に関する正しい知識の普及に努めます。

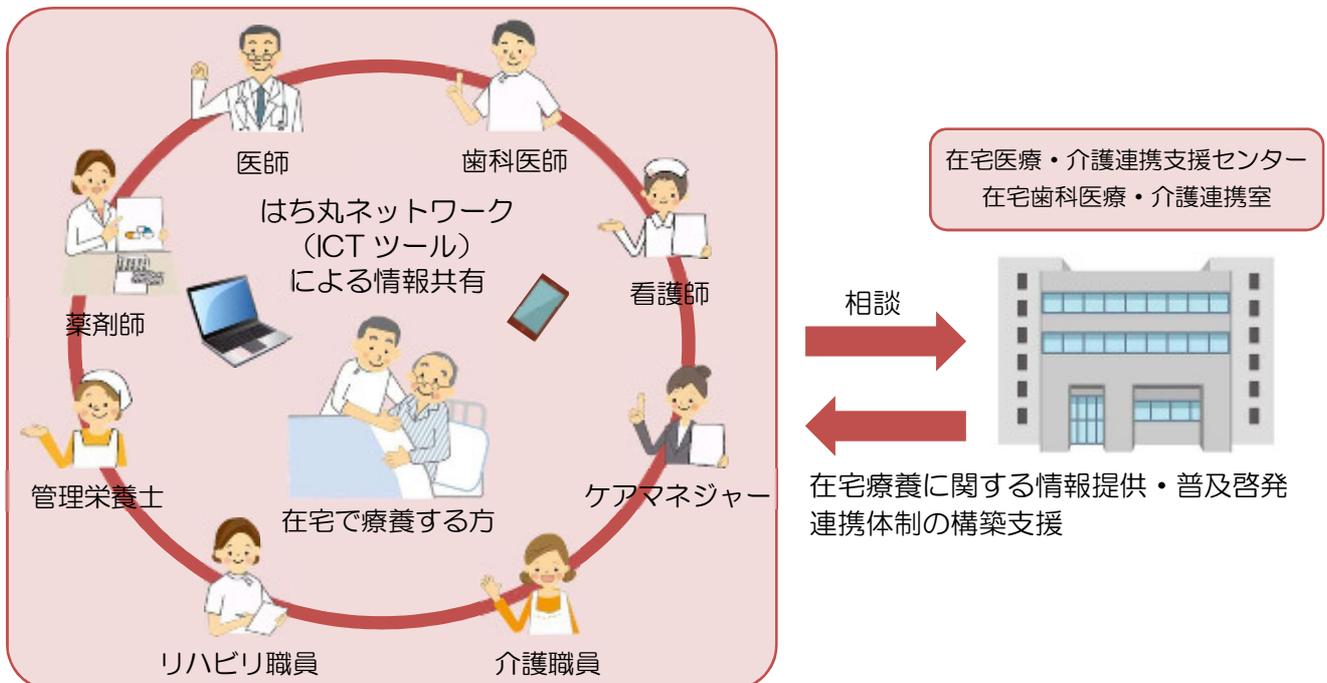
2 在宅医療・介護連携体制の充実

在宅医療・介護連携支援センターにおいて、医療・介護関係者や市民からの相談に適切に対応できる体制を整えるとともに、相談窓口の周知を進めます。また、多職種による連携の強化を図り、在宅療養者への適切な医療・介護サービスの提供に努めます。

3 はち丸ネットワークの普及

在宅療養者を支援する医療・介護関係者の情報共有が進み、質の高いサービスが提供されるようにするため、さらに多くの関係機関のはち丸ネットワークへの登録を推進します。

<在宅医療・介護連携推進体制>



施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
名古屋市在宅医療・介護連携推進会議の開催	学識経験者や医療・介護関係者、行政等を構成メンバーとする会議を運営し、医療と介護の連携を推進するための協議を実施	開催回数 2回	実施
在宅医療・介護連携支援センターの運営	在宅医療・介護連携支援の拠点となるセンターを各区1か所設置し、医療機関・介護事業所や市民からの相談対応や、多職種が連携を深めるための研修等を実施	相談件数 2,364件 多職種研修実施回数 25回	実施
はち丸ネットワークの運用	医療・介護関係者等関係職種の中で在宅療養者の情報を共有することができるICT（情報通信技術）を活用した情報共有システムを運用	登録施設数 633か所 登録患者数 545人	登録施設数 1,500か所 登録患者数 1,560人
地域住民等への普及啓発	在宅医療・介護連携支援センターが中心となり、在宅医療・介護連携に関する普及啓発等を目的とした市民向けの講演会や医療・介護関係者向けの説明会を実施	講演会・説明会 開催回数 40回	実施 在宅療養に関する正しい知識の普及
在宅歯科医療・介護連携推進事業の実施 ＜拡充＞	切れ目のない在宅歯科と介護の提供体制の構築を目的として、南歯科保健医療センター内に設置した在宅歯科医療・介護連携室を通じ、在宅での歯科治療・口腔ケアに関する医療機関・介護事業所や市民からの相談対応等を実施	対象区 3区 相談件数 92件	全市に拡充

施策 9 高齢者虐待の防止

めざす姿

高齢者に対する虐待を社会全体で未然に防止するとともに、関係機関の連携・協働により、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた高齢者の保護、養護者の支援等がされている。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・高齢者虐待相談センターを中心に、いきいき支援センター及び区役所において、高齢者虐待に関する相談等に対応しています。
- ・休日・夜間電話相談窓口を設置することにより、24時間365日の相談体制を確保するほか、緊急時に利用するための短期入所用ベッドを確保しています。
- ・対応困難ケースについては、区高齢者虐待防止ネットワーク支援会議において、弁護士等のスーパーバイザーの助言も参考にしながら、対応を協議しています。

<課題>

○高齢者の虐待防止等に関する啓発

○虐待防止に向けた要因分析

施策の展開

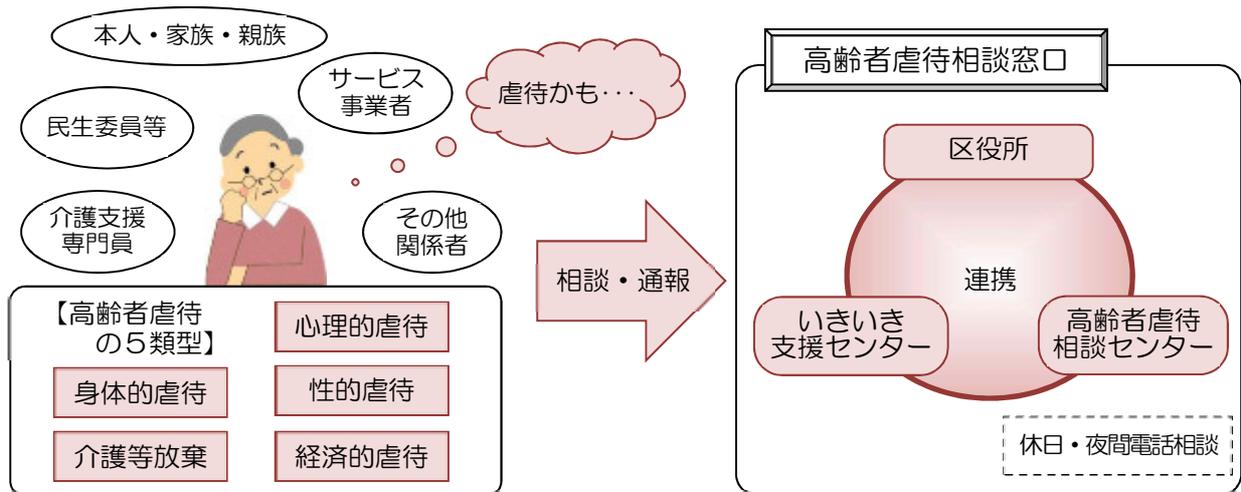
1 高齢者の虐待防止等に関する啓発活動の充実

高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応を目的とした啓発に、様々な手法で取り組みます。

2 虐待の要因分析及び虐待防止策の検討

虐待に至った要因を分析し、要因別に虐待防止策を検討します。

＜高齢者虐待相談支援の流れ＞



※必要な医療や介護保険サービスの利用を拒否したりするいわゆる「セルフ・ネグレクト」については、高齢者虐待に準じて対応する。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
高齢者虐待相談センターの運営	高齢者虐待に関する関係者や関係機関からの相談に応じるとともに、面接相談・法律相談や「介護者・養護者こころの相談」等を実施	相談件数 313件	実施 虐待の防止や早期発見等を目的とした啓発の充実・要因分析の実施
高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口の設置	土日・祝日・時間外の電話相談を実施することにより、24時間365日の相談体制を確保	相談件数 57件	実施
高齢者虐待防止ネットワーク支援会議の開催	処遇困難ケースについて、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者、行政関係者等で構成する会議を開催	開催回数 94回	実施
高齢者短期入所ベッド確保等事業の実施	家族等からの虐待により緊急に高齢者を保護する必要がある場合に備え、予め短期入所用ベッドを確保	実利用者数 41人 延べ利用日数 1,913日	実施

施策 10 認知症の方や家族に対する支援の充実

めざす姿

認知症になっても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・地域において認知症の良き理解者となる認知症サポーターの養成を推進しており、これまでに約97,000人を養成しました。
- ・徘徊による行方不明者の早期発見に向けて、多くの市民等の協力を得て実施しているはいかい高齢者おかえり支援事業に加え、GPS等を活用した検索システムを試行しています。
- ・認知症初期集中支援チームを各いきいき支援センターに設置し、認知症の早期発見・早期対応に取り組んでいます。
- ・障害者・高齢者権利擁護センターにおける認知症の方の日常的な金銭管理等に関する相談や、金銭管理・財産保全サービスの契約件数が増加しています。
- ・認知症の方やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、仲間づくりや情報交換を行う認知症カフェの設置促進に向けて、運営者への開設・運営助成等を行っています。

○実態調査結果

- ・約7～8割の方が認知症による行動障害に対する不安を抱えています。
- ・認知症に関連する相談機関や施策の認知度は、約1～3割と低くなっています。
- ・認知症施策で市に特に力を入れてほしいこととして、「早期診断する仕組みづくり」「介護者の負担軽減」「医療機関や介護サービスの充実」が挙げられています。

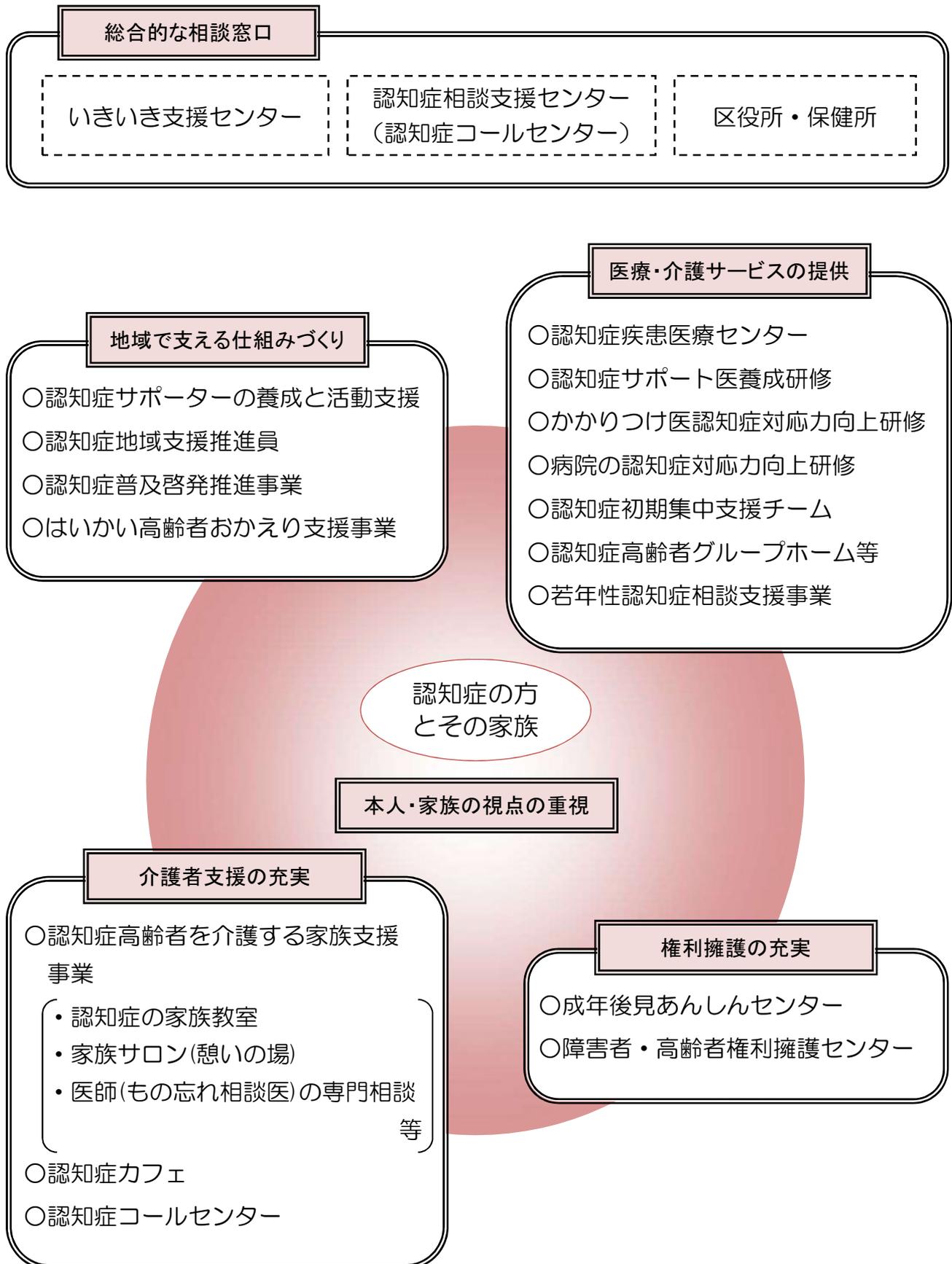
<課題>

- 認知症の方が安心して暮らせる地域づくり
- 適時・適切な医療・介護サービスの提供
- 権利擁護の充実
- 認知症高齢者を介護する家族の負担軽減
- 認知症の方の意思の尊重

施策の展開

- 1 認知症の方を地域で支える仕組みづくりの充実
認知症高齢者を地域で支えるため、認知症に関する相談窓口や認知症施策について、広報を強化します。また、徘徊のリスクが高い方の効果的な搜索の仕組みを検討するなど、行方不明者の早期発見の取り組みを充実します。
- 2 認知症の早期発見・早期対応
認知症初期集中支援チームによる自宅訪問等の活動を引き続き推進するとともに、各チーム間の情報共有やチーム員研修を充実します。
- 3 権利擁護の充実
成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、本市基本計画を策定するとともに、必要な方が適切に成年後見制度を利用できるよう、制度の周知や体制の整備を行います。
- 4 認知症高齢者を介護する家族への支援の充実
認知症高齢者を介護する家族の負担軽減を図るため、家族教室・家族サロン等を引き続き実施するとともに、ピアサポートを重視した取り組みの導入を検討します。
- 5 本人・家族の視点の重視
認知症の方やその家族の意見を把握し施策に反映できるよう、本人・家族ミーティング等の開催を検討します。

<認知症の方や家族に対する支援>



施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
認知症サポーターの養成と活動支援	地域において認知症の良き理解者となる認知症サポーターを養成し、活動支援を実施	認知症サポーター数 97,071人	認知症サポーター数 176,000人
認知症地域支援ネットワークの構築 ＜拡充＞	認知症地域支援推進員をいきいき支援センター等に配置し、保健・医療・福祉関係者等地域の支援機関の連携強化等を実施	認知症地域支援推進員数 31人	実施 認知症の方やその家族の意見を施策に反映させる体制の充実
認知症普及啓発推進事業の実施	各保健所において認知症に関する市民向け講演会を開催	開催回数 16回 参加者数 3,736人	実施
はいかい高齢者おかえり支援事業の実施	認知症高齢者の徘徊による事故を未然に防止するため、メール配信により地域住民等の協力を得て、徘徊している方を早期に発見する取り組みを実施	メール配信協力者 アドレス数 8,175件 メール配信数 270件	メール配信協力者 アドレス数 9,300件
認知症疾患医療センターの運営	保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施する認知症疾患医療センターを3か所で運営	外来件数 14,564件 入院件数 7,268件 専門医療相談件数 3,779件	実施 認知症に関する医療支援体制の充実

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
認知症サポート医養成研修・かかりつけ医対応力向上研修・病院の認知症対応力向上事業の実施	地域の認知症医療体制の中核的な役割を担う認知症サポート医を養成するとともに、かかりつけ医や病院勤務の医師や看護師等に対して認知症対応力の向上のための研修を実施	認知症サポート医 78人	認知症サポート医 150人
認知症初期集中支援チームの設置	認知症の方の自宅を訪問し、本人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを各いきいき支援センターに設置	チーム数 29チーム 支援対象者数 720人	チーム間の情報共有 やチーム員研修の充実
若年性認知症相談支援事業の実施	若年性認知症の方への個別支援、本人・家族サロンの運営、若年性認知症に関する啓発講演会の開催等を実施	相談件数 934件 本人・家族サロン実 参加者数 140人	実施
成年後見制度の利用支援	成年後見制度の利用を支援するため、市長申立事務や低所得者に対する後見業務等に係る報酬等の助成を実施するとともに、名古屋市成年後見あんしんセンターを運営	市長申立件数 (高齢者) 71件 報酬助成件数 (高齢者) 98件	市長申立件数 (高齢者) 94件 報酬助成件数 (高齢者) 170件
障害者・高齢者権利擁護センターの運営	障害者・高齢者権利擁護センターを3か所で運営し、認知症高齢者等に対する権利侵害や財産管理に関する専門相談に応じるとともに、金銭管理・財産保全サービス等を実施	相談件数 (高齢者) 8,614件 継続契約者数 (高齢者) 554件	相談体制の充実

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
認知症高齢者を介護する家族への支援	各いきいき支援センターにおいて、認知症高齢者を介護する家族に対して、介護負担や心理的負担の軽減と、介護者同士の仲間づくりを図るため、家族教室、家族サロン、医師（もの忘れ相談医）の専門相談、認知症サポーター養成講座を実施	家族教室参加者数 1,574人 家族サロン参加者数 3,791人 医師専門相談の相談者数 783人 認知症サポーター養成講座開催回数 686回 認知症サポーター養成講座参加者数 15,460人	ピアサポートを重視した取り組みの充実
認知症カフェの推進	認知症の方やその家族、地域住民、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換をする場である認知症カフェについて、開設及び運営に係る相談や助成を実施	登録か所数 127か所 (うち、 開設助成58か所 運営助成8か所)	登録か所数 250か所
認知症コールセンターの運営	認知症専門の電話相談窓口として、認知症コールセンターを設置し、認知症に関する相談に対応	相談件数 1,290件	実施

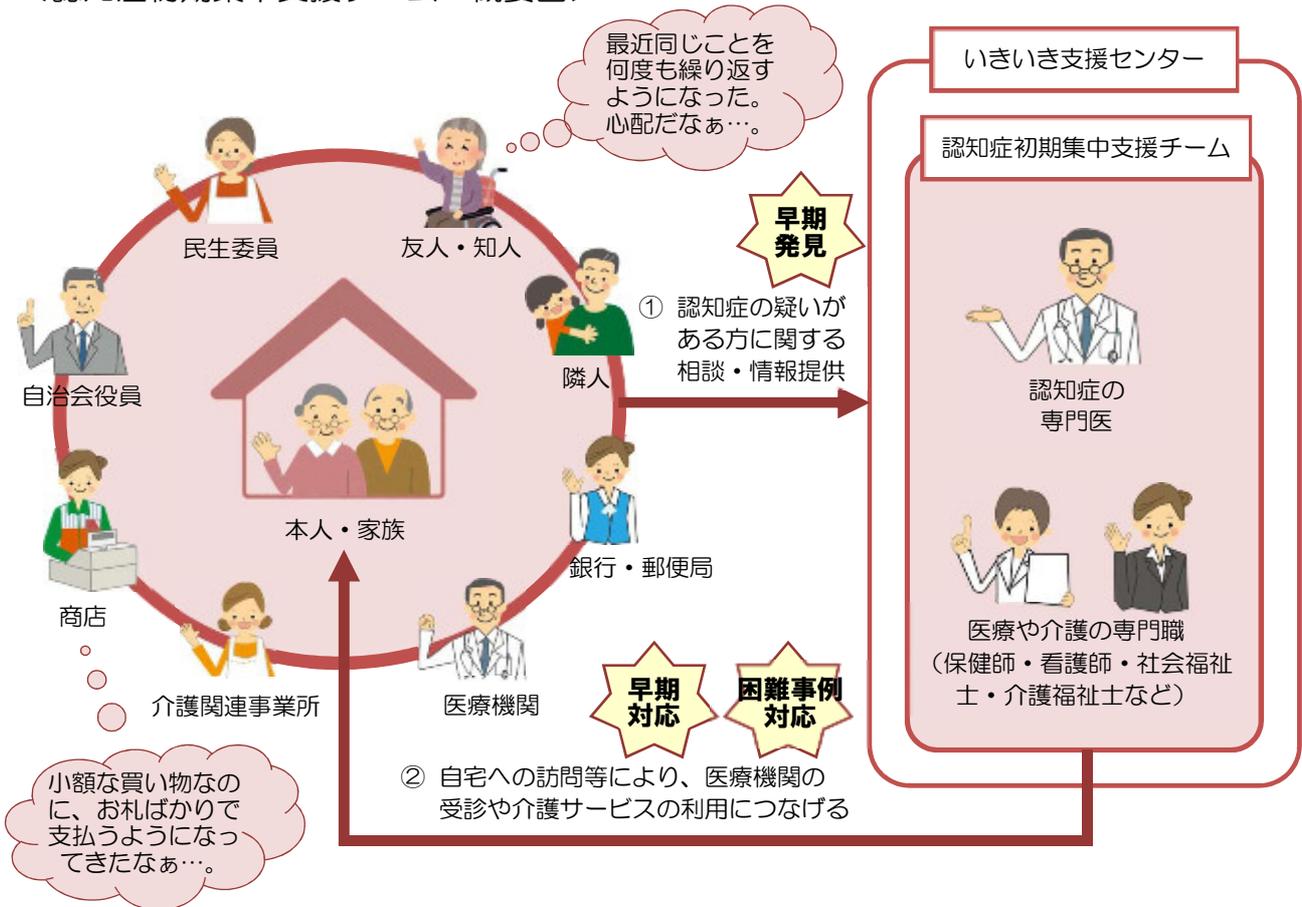
<新たな取り組み>

○徘徊のリスクが高い方の効果的な搜索の仕組みを構築するため、GPS等を活用した搜索システムの導入に向けて検討します。

<はいかい高齢者おかえり支援事業 概要図>



<認知症初期集中支援チーム 概要図>



III 自立して生活するには不安がある方への支援

施策 11 介護サービスの提供体制の充実

めざす姿

介護サービスを必要とする方が、利用者の心身の状況や家族のニーズに合った必要なサービスを適切に利用できる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・在宅サービスについては、民間事業者の新規参入や既存事業者の事業拡大が進んでおり、市内全域で、概ね必要な介護サービスの提供を行っています。
- ・ただし、住み慣れた地域での生活の継続に必要とされるサービスである（看護）小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護等」という。）や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数が伸びていない状況です。

※小規模多機能型居宅介護等

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」（介護と（看護））や「泊まり」を組み合わせて、中重度になっても在宅での生活が継続できるサービス

※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応を行うサービス

- ・施設・居住系サービスにおける、第6期計画の整備目標量は概ね達成できる見込みです。
- ・特別養護老人ホームに入所申込されている方（3,494人）のうち、医療的ケアの必要な方は、570人です（平成29年4月1日現在）。

○実態調査結果

- ・将来、自分や家族が介護を必要になった場合に4～5割の方が在宅での介護を希望しています。また、現在、在宅でサービスを利用している方のうち、在宅での介護を希望される方が約6割、今後の生活の希望として施設入所を希望する方が約2割あります。
- ・特別養護老人ホーム入所申込者のうち、個室を希望される方が約2割、多床室を希望される方が約5割あります。

<課題>

- 小規模多機能型居宅介護等の周知と整備促進
- 施設・居住系サービスの計画的な整備

施策の展開

1 小規模多機能型居宅介護等の周知と整備促進

小規模多機能型居宅介護等の利用促進のため、サービス内容について引き続き周知を図るとともに、事業所の参入を促進するため、整備補助などを行います。

2 施設・居住系サービスの計画的な整備

施設・居住系サービスの利用を必要とする方が早期に入所できるよう、引き続き整備を進めていきます。特に、特別養護老人ホームは、利用者の選択の幅を広げるため、医療対応型やプライバシーに配慮した多床室の整備も検討します。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
特別養護老人ホームの整備 ＜拡充＞	「寝たきりや認知症などで常に介護が必要で、自宅では介護ができない方に対し、食事・入浴など日常生活の介護を行う施設」を整備	運営数 110か所 定員 8,001人	定員 8,900人
介護老人保健施設の整備 ＜拡充＞	「比較的病状が安定し、介護や看護を必要とする方に対し、看護や医学的管理のもとでの介護、リハビリテーション等を行う施設」を整備	運営数 74か所 定員 6,866人	定員 6,975人
認知症高齢者グループホームの整備 ＜拡充＞	「認知症の方に対し、少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活を営みながら必要な介護を行う施設」を整備	運営数 195か所 定員 3,245人	定員 3,488人
特定施設入居者生活介護事業所の整備 ＜拡充＞	「有料老人ホーム等のうち、食事・入浴などの介護や機能訓練を入居者に対し行う施設」を整備	運営数 105か所 定員 5,533人	定員 5,858人
民間特別養護老人ホームの整備補助	特別養護老人ホームの整備のために必要な工事費等の補助を実施	8施設	実施
民間特別養護老人ホームの多床室の改修補助	居住環境の質の向上のため、プライバシーに配慮した多床室への改修経費の補助を実施	4施設	実施

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
医療対応型特別養護老人ホームの運営費補助	医療対応型特別養護老人ホームに対し、看護職員の24時間配置に必要となる経費の一部の補助を実施	—	実施
高齢者福祉施設開設準備経費の補助	認知症高齢者グループホーム等を新たに開設する際、開設前6月間に係る経費の補助を実施	12 事業所	実施
小規模多機能型居宅介護等の整備補助	市が定める要件を満たす法人が新たに小規模多機能型居宅介護等事業所を開設する際に要する工事費の補助を実施	1 事業所	実施

施策 12 介護サービスの質の確保及び向上

めざす姿

介護を必要とする方やその家族が介護事業所を適切に選択し、安心して質の高い介護サービスを受けられる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- 質の高いサービスが提供されるよう、介護事業所に対して集団指導、実地指導を実施しています。
また、年々、介護事業所が増加するなか、実地指導をより幅広く実施するため、平成29年度から委託業者にその一部を委託しています。
- 利用者が介護事業所を選択する際の参考となるよう、事業者団体と共催で「名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業」を実施し、評価結果を公表しています。
- 利用者が適切な介護事業所を選択できるよう、都道府県において、サービス内容等の情報をインターネットで公表する「介護サービス情報の公表」（以下「情報公表制度」という。）を実施しています。
平成30年度より、情報公表制度に係る事務等が本市に移譲されます。

○実態調査結果

- サービス利用者の約8割が介護保険サービスに満足しています。

<課題>

- 増加する介護事業所に対する制度理解の徹底と実地指導の充実
- 介護事業所の情報を分かりやすく公表

施策の展開

1 質の高い介護サービスの提供

市内すべての介護事業所が介護保険制度のルールを理解し、利用者が安心して介護サービスを利用できるようにするため、介護事業所への適切な指導を行います。

2 介護事業所選択のための情報公表制度の充実と周知

介護事業所が提供するサービス内容等の情報のほか、特色ある取り組みや活動等の情報を加え、公表情報を充実させるとともに、情報公表制度の利用促進と普及に向けて広報を行います。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
介護事業所の指導	介護サービスの質の確保・向上のため、よりよいサービス提供の実施を目的とした実地指導を実施	実施事業所 830事業所	実施
介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業の実施	事業者団体と共催で、事業者が自らのサービスの提供の現状を正しく把握し、事業運営の改善につなげることに及び評価結果の公表を通じて、市民が事業者を選択する際の指標とすることを目的に実施	参加事業所 877事業所	実施

＜新たな取り組み＞

- 利用者や家族が適切に介護事業所を選択できるよう、介護事業所から報告されたサービス内容等の情報を公表します。（平成30年度に情報公表制度に係る事務等が愛知県から本市に移譲）

施策 13 介護サービスを支える人材の確保・定着

めざす姿

若者から元気な高齢者まで、幅広い世代の方に介護の仕事に対して関心を持ってもらうとともに、介護職員の職場への定着及び能力の向上を図り、安定して介護サービスを提供することができるようにする。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・介護職員は他の職種と比べ離職率が高い傾向にあり、離職者のうち、勤務年数3年未満で離職する方の割合が高い状況です。
- ・介護人材確保に関する懇談会において、「現場をマネジメントするリーダーがいない」、「介護の仕事に対し、ポジティブなイメージを持っていただけるような取り組みが必要ではないか」などの意見が出ています。
- ・介護職員の定着・能力向上を図るため、福祉人材育成支援助成事業やキャリアアップ研修などを実施しています。
- ・平成29年11月に介護分野での外国人技能実習生の受け入れが開始されました。

○実態調査結果

- ・介護サービスの質の向上のために市がすべきこととして、「介護職員の給与改善のための支援」が約5割と最も高く、次いで「介護職員への介護技術に関する研修の充実」が約3割となっています。

<課題>

- 定着支援及び人材育成の観点から介護現場をマネジメントするリーダーの育成及び支援
- 介護の仕事に関心を持ってもらうための取り組みの実施
- 外国人の雇用状況などの実態を把握し、必要に応じて本市の施策を検討

施策の展開

1 定着支援・人材育成の充実

介護職員の離職を防ぎ、人材の育成を図るために、介護現場をマネジメントするリーダーの養成や介護職員のキャリア形成を支援します。

また、人材育成を含め介護の質の向上に積極的に取り組む事業所を市民へ公表します。

2 介護職に関する情報発信

介護の担い手のすそ野を広げるために、市内の介護事業所の関係団体と協力し、次世代を担う若者に対して、一日の仕事の流れ、勤務シフト、休暇取得状況などの勤務実態や介護の仕事のやりがいを情報発信します。また、元気な高齢者には、短時間でも介護の仕事に従事できることなどを情報発信します。

3 外国人人材の支援

介護分野での外国人技能実習生の受け入れ後の状況や外国人の雇用状況など実態を把握し、市として取り組むべき事項について検討します。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
定着支援・人材育成の充実	介護事業所の職員の資格取得等に係る費用助成を行う「福祉人材育成支援助成事業」や介護業務に関連する知識・技術等の習得を図るために「キャリアアップ研修」のほか、介護現場をマネジメントするリーダーの育成や介護職員のキャリア形成を支援する取り組みなどを実施	福祉人材育成支援助成事業 485件 キャリアアップ研修 （開催回数 38回 受講者数3,157名） — — —	実施 実施 リーダーの育成及びリーダーを支える体制の構築 キャリアアップ研修の体系化 介護の質の向上に積極的に取り組む事業所を公表
介護職に関する情報発信	介護職に対する正しい理解と重要性を広めるための取り組みを実施	介護の日イベント 小中学生向けリーフレットの作成・配布 介護職魅力発信動画の制作 ホームページ開設（愛知県と共同） —	実施 実施 配信 配信 介護職の担い手のすそ野拡大

施策 14 在宅で介護する家族等への支援

めざす姿

必要なときに必要な介護サービス等を安心して利用することで、介護者の心身の負担をできる限り軽減する。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・市民向けのパンフレットを配布し、介護保険制度及び相談窓口の周知を図るとともに、「NAGOYAかいごネット」を活用し、介護サービスの利用に役立つ情報等を提供しています。
- ・利用者が適切な介護事業所を選択できるよう、都道府県において、サービス内容等の情報をインターネットで公表する「介護サービス情報の公表」（以下「情報公表制度」という。）を実施しています。
平成30年度より、情報公表制度に係る事務等が本市に移譲されます。
- ・家族介護者教室を開催し、介護者の介護の知識や技術の向上を図るとともに、各種相談を行い、介護者の心身の負担軽減を図っています。
- ・認知症の方やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、仲間づくりや情報交換を行う認知症カフェの設置促進に向けて、運営者への開設・運営助成等を行っています。

○実態調査結果

- ・今後、在宅介護を続けていくためには、「必要なときに介護保険サービスを利用できること」を約6割の方が重視しています。
- ・不安を感じる介護等については、認知症状への対応が最も多く約4割、次いで、日中又は夜間の排せつの介助が約2～3割となっています。
- ・排せつケアで負担を感じるものについては、介護時の臭い・汚れや夜間の排せつケアが約4割と多く、次いで、おむつ代等が約2割となっています。

<課題>

- 必要なときに必要な介護サービスを安心して利用できるよう介護保険制度を周知
- 介護に関する身近な相談窓口を分かりやすく周知
- 介護事業所の情報を分かりやすく公表
- 認知症高齢者を介護する家族の負担軽減
- 排せつケアを行う家族の負担軽減
- 育児等と親の介護が重なる方（ダブルケア）に対する支援

施策の展開

1 介護保険制度の周知

介護する家族等の負担軽減を図るため、必要なときに必要な介護サービスを安心して利用していただけるよう、引き続き介護保険制度の周知を図ります。

2 いきいき支援センターおよび高齢者いきいき相談室の利用促進（再掲）

センター及び相談室の事業内容・活動内容を分かりやすく地域に発信するとともに、地域の身近な場所でいつでも相談できる窓口を増やしていくことで、利用を促進します。

3 介護事業所選択のための情報公表制度の充実と周知（再掲）

介護事業所が提供するサービス内容等の情報のほか、特色ある取り組みや活動等の情報を加え、公表情報を充実させるとともに、情報公表制度の利用促進と普及に向けて広報を行います。

4 認知症高齢者を介護する家族への支援の充実（再掲）

認知症高齢者を介護する家族の負担軽減を図るため、家族教室・家族サロン等を引き続き実施するとともに、ピアサポートを重視した取り組みの導入を検討します。

5 排せつケアを行う家族への支援

家族介護者教室を引き続き実施するとともに、排せつケアに関する相談体制などについて検討します。

6 育児等と親の介護が重なる方に対する支援

育児等と親の介護が重なる方（ダブルケア）に対して、育児等の状況を考慮したケアプランの作成や、ケアマネジャーから子育て支援の窓口を案内していただけるよう、居宅介護支援事業所等に働きかけます。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
介護保険制度等の周知	市民向けのパンフレットを配布し、介護保険制度及び相談窓口の周知を図るとともに、「NAGOYAかいごネット」を活用し、介護サービスの利用に役立つ情報等を提供	実施	実施
いきいき支援センターの運営 (再掲)	地域包括ケアシステム構築の中核機関として、45か所(センター29か所、分室16か所)を相談拠点として運営	相談件数 357,637件	実施
高齢者いきいき相談室の設置 (再掲)	いきいき支援センターへつなぐ身近な相談窓口として269か所設置	相談件数 1,741件	実施
家族介護者教室の開催	介護をしている家族等を対象に、食事や排せつなどの介護方法に関する教室を、「なごや福祉用具プラザ」を始め、市内各地で開催	実施回数 160回 参加者数 4,134人	実施
在宅要介護者等寝具貸与事業の実施	要介護4・5に認定された市町村住民税非課税世帯の在宅高齢者等を対象に、寝具一式を貸与する等により、在宅における高齢者の介護を支援	貸与人数 24人	実施
家族介護慰労金の支給	要介護4・5に認定された市町村住民税非課税世帯の在宅高齢者等が、1年間介護保険のサービスを利用しなかった場合に、現に介護している同居の家族の方に慰労金を支給	支給人数 15人	実施

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
認知症高齢者を介護する家族への支援 (再掲)	各いきいき支援センターにおいて、認知症高齢者を介護する家族に対して、介護負担や心理的負担の軽減と、介護者同士の仲間づくりを図るため、家族教室、家族サロン、医師（もの忘れ相談医）の専門相談、認知症サポーター養成講座を実施	家族教室参加者数 1,574人 家族サロン参加者数 3,791人 医師専門相談の相談者数 783人 認知症サポーター養成講座開催回数 686回 認知症サポーター養成講座参加者数 15,460人	ピアサポートを重視した取り組みの充実
認知症カフェの推進 (再掲)	認知症の方やその家族、地域住民、専門職等、地域の誰もが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換をする場である認知症カフェについて、開設及び運営に係る相談や助成を実施	登録か所数 127か所 (うち、 開設助成58か所 運営助成8か所)	登録か所数 250か所
認知症コールセンターの運営 (再掲)	認知症専門の電話相談窓口として、認知症コールセンターを設置し、認知症に関する相談に対応	相談件数 1,290件	実施

<新たな取り組み>

- 利用者や家族が適切に介護事業所を選択できるよう、介護事業所から報告されたサービス内容などの情報を公表します。（平成30年度に情報公表制度に係る事務などが愛知県から本市に移譲）（再掲）
- 排せつケアに関する相談体制などについて検討します。

IV 安心して暮らすことができる生活の場の確保

施策 15 状況に応じた住まい・施設の確保

めざす姿

高齢者が安心して暮らせるバリアフリー化された住まいを選ぶことができるとともに、住まいに困窮する高齢者が適切な住まいを確保することができる。
また、介護サービスのうち、施設・居住系サービスを必要とする方が、適切に必要なサービスを利用できる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・市営住宅入居者の一般募集と福祉向募集を行うとともに、建替や改修による市営住宅のバリアフリー化を進めています。
- ・高齢者が安心して暮らせるバリアフリー住宅を提供するため、民間賃貸住宅を中心に高齢者向け賃貸住宅の供給を進めています。
- ・計画に定める施設・居住系サービスは、第6期計画の整備目標量を概ね達成できる見込みです。
- ・特別養護老人ホームに入所申込されている方（3,494人）のうち、医療的ケアの必要な方は570人です（平成29年4月1日現在）。
- ・家庭環境の理由及び経済的な理由により、家庭において養護を受けることが困難な高齢者を対象とした養護老人ホーム（6か所、定員770人）や、食事の提供や日常生活上の支援を行い、自立した生活をしていただく軽費老人ホーム（22か所、定員951人）があります。（平成29年3月末現在）

○実態調査結果

- ・持ち家に住んでいる高齢者は約8割、借家に住んでいる高齢者は約2割ですが、ひとり暮らしの方については、持ち家が約6割、借家が約4割となっています。
- ・現在の住まいで困っていることは、バリアフリー化されていないことが約2割と最も高くなっています。

- 将来、自分や家族に介護が必要になった場合について、4～5割の方が在宅での介護を希望しています。また、現在、在宅でサービスを利用している方のうち、在宅での介護を希望される方が約6割、今後の生活の希望として施設入所を希望する方が約2割あります。
- 特別養護老人ホーム入所申込者のうち、個室を希望される方が約2割、多床室を希望される方が約5割あります。

<課題>

- 市営住宅への入居機会の確保
- 住宅のバリアフリー化の推進
- 施設・居住系サービスの計画的な整備

施策の展開

1 市営住宅における取り組み

福祉向募集や一般募集を通じて、高齢者の入居機会の確保を図ります。また、一般募集において申込がない住宅については先着順募集を実施し、住宅困窮者の入居機会の拡大につなげます。

老朽化した市営住宅の建替の際には、バリアフリー化された住宅を整備するとともに、既存住宅へのエレベーター設置や集会所・住戸内の手すり設置などを進めます。

2 民間住宅における取り組み

サービス付き高齢者向け住宅など、バリアフリー化された高齢者向け賃貸住宅の供給を促進します。

3 施設・居住系サービスの計画的な整備（再掲）

施設・居住系サービスの利用を必要とする方が早期に入所できるよう、引き続き整備を進めていきます。特に、特別養護老人ホームは、利用者の選択の幅を広げるため、医療対応型やプライバシーに配慮した多床室の整備も検討します。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
市営住宅への入居機会の確保	福祉向募集や一般募集を通じて、高齢者の入居機会を確保	福祉向募集 [高齢者向 ・シルバー住宅] 312戸 一般募集 [単身者向 ・多回数落せん者向 ・高齢者向改善] 590戸	実施
市営住宅のバリアフリー化	既存住宅の建替により、バリアフリー化された住宅を整備 既存住宅の改修により、エレベーターの設置や集会所の手すり・スロープの設置、住戸内の手すり設置や便器の洋式化等のバリアフリー化を実施	建替 [着工]414戸 改修 エレベーター設置 [着工]8基 バリアフリー化 [集会所]6か所 バリアフリー化 [住戸内]1,148戸	実施
高齢者向け賃貸住宅の供給	サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、シルバーハウジングなど、バリアフリー化された住戸に緊急通報や安否確認等の生活支援サービス等が付加された民間・公的賃貸住宅を供給	高齢者向け賃貸住宅 [供給戸数の累計] 4,860戸	実施

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
住宅型有料老人ホーム	①入浴、排せつ又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のうち、いずれかのサービスを提供する施設	運営数 263か所 定員 7,640人 (平成29年4月1日現在)	実施
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的な理由により、家庭において養護を受けることが困難な高齢者を対象とした施設	運営数 6か所 (うち盲養護老人ホーム 1か所) 定員 770人 (うち盲養護老人ホーム 50人)	実施
軽費老人ホーム	食事の提供や日常生活上の支援を行い、自立した生活をしていただく施設 ※ケアハウス 自炊ができない程度に身体機能が低下した方が対象 ※A型 家庭の事情等で家族と同居できない方が対象	ケアハウス 運営数 18か所 定員 461人 A型 運営数 4か所 定員 490人	実施
特定施設入居者生活介護事業所の整備 <拡充> (再掲)	「有料老人ホーム等のうち、食事・入浴などの介護や機能訓練を入居者に対し行う施設」を整備	運営数 105か所 定員 5,533人	定員 5,858人
認知症高齢者グループホームの整備 <拡充> (再掲)	「認知症の方に対し、少人数の家庭的な雰囲気の中で共同生活を営みながら必要な介護を行う施設」を整備	運営数 195か所 定員 3,245人	定員 3,488人

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
特別養護老人ホームの整備 ＜拡充＞ （再掲）	「寝たきりや認知症などで常に介護が必要で、自宅では介護ができない方に対し、食事・入浴など日常生活の介護を行う施設」を整備	運営数 110か所 定員 8,001人	定員 8,900人
介護老人保健施設の整備 ＜拡充＞ （再掲）	「比較的病状が安定し、介護や看護を必要とする方に対し、看護や医学的管理のもとでの介護、リハビリテーション等を行う施設」を整備	運営数 74か所 定員 6,866人	定員 6,975人
バリアフリーのまちづくり	「福祉都市環境整備指針」に基づいて、高齢者を始め市民の誰もが安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できるまちを目指し、関係機関との連携及び協力を図りつつ、公共建築物、公共交通機関、道路・公園等の整備を推進	指針の改定	推進

施策 16 住まい・施設に関する支援体制の充実

めざす姿

高齢者が、適切に住まい・施設を選択することができ、必要に応じて住み替えを行うことができる。

現状と課題

<現状>

○事業実施状況

- ・市営住宅では、高齢者のみ世帯の割合が約5割（平成28年度末）と全市平均を大きく上回っており、自治会活動の担い手が不足するなどの問題が起きています。
- ・高齢者が住み慣れた地域にある民間賃貸住宅へ住み替えようとする場合、入居後の身体状況の変化等への懸念から、入居を拒まれることがあります。
- ・持ち家に住んでいる高齢者が住み替えをする際に、それまで住んでいた持ち家が住み替えの資金を生み出す資産として有効活用されず、空き家となることがあります。
- ・施設や高齢者向け賃貸住宅等について、いきいき支援センターや区役所・支所の窓口において、相談者の状況に応じて施設等のご案内を行っています。

○実態調査結果

- ・住み替えを希望する方が約1割あり、その理由として「収入に合った住まい又は家賃の安いところに住み替えたい」「介護が必要になったときのため又は必要になった」「身体的に現住宅に住み続けるのが不安」などが挙げられています。
- ・住み替えにあたり不安なこととして、「金銭的な負担」が約4割と最も多く、次いで「外出・通院が不便になること」「人間関係」「現在の住宅の処分」となっています。

<課題>

○市営住宅の団地コミュニティの活性化

○高齢者の入居が可能な民間賃貸住宅や入居相談・生活支援などに関する情報の提供

○高齢者の持ち家資産の有効活用

施策の展開

1 市営住宅における取り組み

市営住宅ふれあい創出事業として、共同菜園の整備、健康福祉局と住宅都市局の連携による見守りの実施など、高齢者の孤立を防止する取り組みを進めます。

2 民間住宅における取り組み

高齢者の入居が可能な民間賃貸住宅の登録・情報提供を行うとともに、健康福祉局と住宅都市局が連携して、入居相談や生活支援など居住支援に関する情報を集約し、入居（希望）者や大家等への情報提供に取り組みます。

また、高齢者の持ち家を借り上げて住み替え資金となる賃料収入を提供する、住み替え支援制度の普及啓発を図ります。

3 施設や高齢者向け賃貸住宅等の情報提供

いきいき支援センターや区役所において、引き続き、施設や高齢者向け賃貸住宅等に関するご案内を行うとともに、健康福祉局と住宅都市局の連携により、提供する情報の充実を図ります。

施策を推進する事業

＜主な事業＞

事業名等	事業概要	28年度実績等	計画目標
市営住宅ふれあい創出事業の実施	75歳以上の高齢者のみ世帯を対象とした巡回員による見守り支援や、共同菜園の整備等を実施	見守り支援 対象世帯 11,679世帯	実施
高齢者の入居が可能な民間賃貸住宅や居住支援に関する情報提供	居住支援協議会の活動を通じて、高齢者の入居が可能な民間賃貸住宅や入居相談・生活支援などの情報を集約・提供	実施	実施
住み替え支援制度の普及啓発	移住・住み替え支援機構のマイホーム借上げ制度に関する情報を提供	実施	実施
高齢者住宅改修相談事業の実施	高齢者向けに居室等の改良を希望する方に対して、住宅改修に関する相談・助言を実施	相談件数 92件	実施

第4章 安定した介護保険制度の運営

介護保険料を算定するにあたり、3年間の給付量を見込む必要がある介護サービスは次のとおりです。

1 予防給付・介護給付等一覧

(1) 予防給付・介護給付

区 分	予防給付 ＜要支援1・2の方へのサービス＞	介護給付 ＜要介護1から5までの方へのサービス＞
在 宅 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防訪問入浴介護 ○ 介護予防訪問看護 ○ 介護予防訪問リハビリテーション ○ 介護予防通所リハビリテーション ○ 介護予防短期入所生活介護 ※1 ○ 介護予防短期入所療養介護 ○ 介護予防福祉用具貸与 ○ 介護予防居宅療養管理指導 ○ 介護予防福祉用具購入費の支給 ○ 介護予防住宅改修費の支給 ○ 介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問介護 ※1 ○ 訪問入浴介護 ○ 訪問看護 ○ 訪問リハビリテーション ○ 通所介護 ※1・3 ○ 通所リハビリテーション ○ 短期入所生活介護 ※1 ○ 短期入所療養介護 ○ 福祉用具貸与 ○ 居宅療養管理指導 ○ 福祉用具購入費の支給 ○ 住宅改修費の支給 ○ 居宅介護支援
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域密着型サービス</div>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防認知症対応型通所介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○ 夜間対応型訪問介護 ○ 地域密着型通所介護 ※3 ○ 認知症対応型通所介護 ○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護
施 設 ・ 居 住 系 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防特定施設入居者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護老人福祉施設 ※4 ○ 介護老人保健施設 ○ 介護療養型老人保健施設 ○ 介護療養型医療施設 ※5 ○ 介護医療院 ※6 ○ 特定施設入居者生活介護
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域密着型サービス</div>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防認知症対応型共同生活介護 ※2 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症対応型共同生活介護 ○ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ○ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※4
市 町 村 特 別 給 付		<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活援助型配食サービス

※1 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護については、新たに創設された「共生型サービス」としても位置づけられ、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくなります。

- ※2 要支援2の方のみが対象です。
- ※3 平成28年4月に定員18名以下の小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行しました。
- ※4 新規入所は、原則、要介護3以上の方が対象です。
- ※5 介護療養型医療施設は、平成29年度末をもって廃止することとされておりましたが、廃止の期限が6年間延長されました。
- ※6 介護医療院は、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たなサービス類型として創設されました。

(2) 介護予防・生活支援サービス

区 分	介護予防・生活支援サービス ＜要支援1・2の方及び事業対象者へのサービス＞
訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防専門型訪問サービス ○ 生活支援型訪問サービス ○ 地域支えあい型訪問サービス
通所サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防専門型通所サービス ○ ミニデイ型通所サービス ○ 運動型通所サービス
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立支援型配食サービス ○ 介護予防ケアマネジメント

(3) 各サービスの給付見込み等

ア 在宅サービス

＜見込み量算定にあたっての考え方＞

- 今後、介護の必要な方が増加することにもない、在宅サービスの利用量も増大することが見込まれます。在宅サービスの見込み量の推計にあたっては、要介護・要支援者数の推計、在宅サービスの利用状況等を勘案して見込んでいます。
- 在宅サービスの利用実績より、各在宅サービスの利用者の割合、一人あたりの利用量の傾向を把握し、今後もその傾向が続くものとして見込んでいます。

(ア) 自宅で利用するサービス

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）			
		28年度		29年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
訪問介護 （ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行います。	7,185	18,313	32	18,695
	【事業所数：803 か所】	計	25,498	計	18,727
介護予防訪問入浴 介護・訪問入浴介護	自宅に浴槽を運んで、入浴の介助を行います。	14	1,120	10	1,097
	【事業所数：58 件】	計	1,134	計	1,107
介護予防訪問看護 ・訪問看護	看護師等が訪問して、看護や必要な診療の補助を行います。	1,652	8,346	1,938	8,995
	【事業所数：461 件】 ※事業所数は、みなし指定のうち過去半年間にサービス提供があった事業所の数を含む	計	9,998	計	10,933
介護予防訪問リハビリテーション ・訪問リハビリテーション	リハビリの専門職が訪問して、自宅でのリハビリを行います。	155	742	195	849
		計	897	計	1,044
介護予防福祉用具貸与 ・福祉用具貸与	車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具等の福祉用具を貸し出します。	9,486	25,369	10,609	26,453
	【事業所数：366 件】	計	34,855	計	37,062

※事業所数はいずれも平成29年10月1日現在

※28年度の給付実績及び30年度～32年度の給付見込みは年間の月平均

※29年度の給付実績は平成29年9月審査分

給付見込み(人/月)						今後の見込み
30年度		31年度		32年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
-	19,730	-	20,530	-	21,300	入浴、排せつ、食事その他の生活全般にわたる援助を行うサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
19,730		20,530		21,300		
20	1,110	20	1,100	30	1,080	入浴の援助を行うことにより利用者の身体の清潔の保持等を行うサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
1,130		1,120		1,110		
2,330	10,180	2,670	11,200	3,020	12,250	要介護・要支援者が在宅で生活を続けていくために、主治医の指示に基づく病状の観察や床ずれの予防等、医学的管理の必要性が高まることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
12,510		13,870		15,270		
220	930	260	1,030	290	1,130	家庭での日常生活能力の維持向上を図るために有効なサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
1,150		1,290		1,420		
12,260	28,200	13,630	29,740	15,050	31,280	利用者の日常生活上の便宜を図り自立した生活を支えるとともに、介護者の負担軽減を図ることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
40,460		43,370		46,330		

(イ) 自宅から通うサービス

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）			
		28年度		29年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターで、食事・入浴等の介護や機能訓練を行います。	6,515	14,630	24	14,565
	【事業所数：320 箇所】	計	21,145	計	14,589
介護予防通所リハビリテーション・通所ピリテーション	介護老人保健施設や病院・診療所へ通所し、機能訓練等を行います。	2,575	6,224	3,150	6,420
	【事業所数：291 件】	計	8,799	計	9,570

※事業所数はいずれも平成29年10月1日現在

※28年度の給付実績及び30年度～32年度の給付見込みは年間の月平均

※29年度の給付実績は平成29年9月審査分

(ウ) 短期入所サービス

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）			
		28年度		29年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事・入浴等の介護や機能訓練を行います。	161	3,726	184	3,991
	【事業所数：256 件】	計	3,887	計	4,175
介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設等に短期間入所して、医学的管理の下に介護、機能訓練等を行います。	20	660	28	632
	【事業所数：156 件】	計	680	計	660

※事業所数はいずれも平成29年10月1日現在

※28年度の給付実績及び30年度～32年度の給付見込みは年間の月平均

※29年度の給付実績は平成29年9月審査分

給付見込み(人/月)						今後の見込み
30年度		31年度		32年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
-	15,380	-	16,110	-	16,830	デイサービスセンター等の施設での介護や機能訓練等のサービスであり、介護者の負担軽減にもつながることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
15,380		16,110		16,830		
3,640	6,740	4,180	7,030	4,740	7,310	要介護・要支援者に対する生活機能の維持や向上を目指す中心的なサービスとして期待されていることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
10,380		11,210		12,050		

給付見込み(人/月)						今後の見込み
30年度		31年度		32年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
190	4,090	200	4,280	210	4,470	利用者の心身機能の維持や家族の身体及び精神的負担の軽減を図るサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
4,280		4,480		4,680		
20	690	20	690	20	690	医学的管理の下に行われる利用者の心身機能の維持や家族の身体及び精神的負担の軽減を図るサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
710		710		710		

(エ) その他のサービス

サービス名	サービス内容	給付実績 (人/月)			
		28年度		29年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問して、服薬、食事等療養上の管理・指導を行います。	1,435	16,132	1,613	17,220
		計	17,567	18,833	
特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入	福祉用具の購入にかかる費用の一部を支給します。	277	462	313	445
		計	739	758	
介護予防住宅改修 ・居宅介護住宅改修	介護のための小規模な住宅改修にかかる費用の一部を支給します。	303	338	269	285
		計	641	554	
介護予防支援 ・居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人の心身の状況や家族の希望等に応じたケアプランの作成や利用調整を行います。 【事業所数：750 か所】	19,154	39,727	13,727	41,023
		計	58,881	54,750	

※事業所数はいずれも平成29年10月1日現在

※28年度の給付実績及び30年度～32年度の給付見込みは年間の月平均

※29年度の給付実績は平成29年9月審査分

※介護予防支援について、平成28年6月から総合事業を開始したことに伴い、総合事業のみを利用する要支援者のケアマネジメントが介護予防・生活支援サービスに移行

給 付 見 込 み (人/月)						今後の見込み
30 年度		31 年度		32 年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
1,850	19,070	2,060	20,670	2,270	22,310	通院が困難な利用者に対して行われる療養上の管理や指導であり、在宅療養には欠かせないサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
20,920		22,730		24,580		
340	500	360	530	390	550	腰掛便座や入浴補助用具等の福祉用具は、在宅生活の継続に欠かせないものであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
840		890		940		
350	330	370	330	380	320	手すりの取り付けや段差の解消等の改修は、在宅生活の継続に欠かせないものであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
680		700		700		
11,510	43,360	11,810	45,400	12,090	47,400	介護保険の在宅サービス等を利用するには、ケアプランの作成が必要であることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
54,870		57,210		59,490		

イ 地域密着型サービス

＜見込み量算定にあたっての考え方＞

○住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることを望んでいる高齢者は多く、地域密着型サービスの利用量も今後、増大することが見込まれます。地域密着型サービスの見込み量の推計にあたっては、要介護・要支援者数の推計、地域密着型サービスの利用状況等を勘案して見込んでいます。

○地域密着型サービスの利用実績より、各サービスの利用者の割合、一人あたりの利用量の傾向を把握し、今後もその傾向が続くものとして見込んでいます。

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）	
		28年度	29年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応を行います。 【事業所数：14 か所】	361	390
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回で行う訪問介護や、緊急時等、利用者の求めに応じて、随時対応の訪問介護等を行います。 【事業所数：3 か所】	285	298
地域密着型通所介護	定員 18 人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴等の介護や機能訓練を行います。 【事業所数：413 か所】	6,282	6,917

※事業所数はいずれも平成29年10月1日現在

※28年度の給付実績及び30年度～32年度の給付見込みは年間の月平均

※29年度の給付実績は平成29年9月審査分

給 付 見 込 み (人/月)			今後の見込み
30年度	31年度	32年度	
390	410	430	24時間体制のサービスという点で中・重度の方の在宅生活の継続には必要不可欠なサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
300	350	370	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が見込まれ、夜間も介護が受けられるサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
7,250	7,470	7,670	地域と連携したデイサービスセンター等の施設での介護や機能訓練等のサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）			
		28年度		29年度	
		予防給付	介護給付	予防給付	介護給付
介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護	認知症の方を対象として、食事・入浴等の介護や支援、機能訓練を行います。	16	551	10	625
	【事業所数：93件】	計	567	635	
介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設への「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、自宅への「訪問」（介護）や施設への「泊まり」を組み合わせ、中重度になっても在宅での生活を継続できるサービスを行います。	144	1,070	167	1,125
	【事業所数：156か所】	計	1,214	1,292	
看護小規模多機能型居宅介護	小規模な住居型の施設への「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」（介護と看護）や「泊まり」を組み合わせ、中重度になっても在宅での生活を継続できるサービスを行います。	—	70	—	79
	【事業所数：4か所】	計	70	79	

※事業所数はいずれも平成29年10月1日現在

※28年度の給付実績及び30年度～32年度の給付見込みは年間の月平均

※29年度の給付実績は平成29年9月審査分

給付見込み(人/月)						今後の見込み
30年度		31年度		32年度		
予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	予防給付	介護給付	
20	690	30	770	30	840	認知症の方の増加が予想されるため、認知症の方に適切な対応ができるサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
710		800		870		
160	1,150	160	1,180	170	1,210	利用者のニーズに合った利用ができるサービスとして、地域包括ケアシステム、特に認知症の方の介護には必要不可欠であることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
1,310		1,340		1,380		
-	70	-	70	-	70	小規模多機能型居宅介護に訪問看護サービスも併せて利用できるサービスであることから、今後も一定の利用が見込まれます。
70		70		70		

ウ 施設・居住系サービス

<見込み量算定にあたっての考え方>

- 在宅サービス同様、介護の必要な方が増加することに伴い、施設・居住系サービスの利用者も増加することが見込まれます。
- 施設・居住系サービスの見込み量は、入所申込者の状況を踏まえ、算定しています。サービスごとに（ア）に示した施設整備に関する考え方に基づき、積み上げ方式で利用人員を見込んでいます。

【施設・居住系サービスにおける利用人員の見込み】 (人/月)

区 分	30年度	31年度	32年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※【 】内は地域密着型(再掲)	8,260 【790】	8,430 【790】	8,610 【780】
介護老人保健施設	6,090	6,090	6,170
介護療養型老人保健施設	0	0	0
介護療養型医療施設・介護医療院	460	460	460
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) ※〔 〕内は予防給付利用者(再掲)	3,200 〔30〕	3,210 〔30〕	3,250 〔30〕
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等) ※【 】内は地域密着型(再掲) ※〔 〕内は予防給付利用者(再掲)	4,790 【100】 〔780〕	4,790 【100】 〔780〕	4,790 【100】 〔780〕
計	22,800	22,980	23,200

- ※ 介護老人福祉施設には地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。
- ※ 特定施設入居者生活介護には地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。
- ※ 利用人員には、市外の施設を利用している名古屋市民を含む。

(ア) 施設・居住系サービスの整備目標量

施設・居住系サービスにおける利用人員の見込み（P103）には、市外の施設を利用すると見込まれる方を含んでいます。

このうち市内の施設を利用すると見込まれる方に対応するため、施設種別ごとの整備に関する考え方（P136～137）に基づき、本市が整備する施設・居住系サービスの整備目標量を以下のとおり設定しています。

本市では、施設・居住系サービスについては、地域密着型サービスを含めこれまで市域全域での整備を進めてきたことから、今後も市域全域での整備を進めていきます。

【施設・居住系サービスの整備目標（平成30～32年度）】

区 分	整 備 数	32年度目標量 (定 員)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	630人	8,900人
介護老人保健施設	80人	6,975人
介護療養型老人保健施設	0人	0人
介護療養型医療施設	—	240人
介護医療院	0人	240人 ※介護療養型医療施設からの転換分
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	90人	3,488人
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	280人	5,858人
合 計	1,080人	25,701人

※特別養護老人ホームについては、第6期計画期間中に第7期計画の前倒し分として130人分を整備中

※特定施設入居者生活介護の整備数は、住宅型有料老人ホーム等からの転換による整備数を記載

※運営ベース

サービス名	サービス内容	定員（人）	
		28年度	29年度
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）	常に介護を必要とする方を対象に、食事・入浴など日常生活の介護を行います。 【施設数：113 か所】	8,001	8,190
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点を置いて介護が必要な方を対象に、医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを行います。 【施設数：75 か所】	6,866	6,866
介護療養型老人保健施設	介護療養型医療施設から転換した施設で、既存の介護老人保健施設に比べて夜間の看護体制や看取り、急性増悪時の対応体制を強化し、介護や看護、リハビリを行います。	0	0
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方を対象に、医療や看護を行います。 【施設数：9 か所】	480	480
介護医療院	長期にわたり療養が必要な方を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。	—	—
介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	認知症の方を対象に、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。 【事業所数：195 か所】	3,245	3,254
介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）	指定を受けた有料老人ホームなどに入居している方を対象に、食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。 【事業所数：105 か所】	5,533	5,533

※事業所数はいずれも平成29年10月1日現在

※28年度の定員及び30年度～32年度の目標定員は年度末現在

※29年度の定員は平成29年9月1日現在

目標定員（人）			今後の方針
30年度	31年度	32年度	
8,520	8,700	8,900	<p>入所申込をされている方の状況を踏まえ、入所の必要性が高いと考えられる方に入所していただけるよう、整備を推進します。</p> <p>原則ユニット型の整備としますが、プライバシーに配慮した多床室での整備も検討します。</p> <p>医療的ケアが必要な利用者に対応するため医療対応型の整備を検討します。</p>
6,866	6,895	6,975	<p>既存施設の利用状況及び今後の利用見込みを踏まえ、目標を設定します。</p>
0	0	0	<p>平成32年度末までに開設の予定はありません。</p>
400	320	240	<p>介護保険法の改正により、平成36年3月31日において廃止されることに伴い、既存施設については、他施設への転換が想定されます。</p>
80	160	240	<p>介護療養型医療施設からの転換が想定されます。</p>
3,398	3,443	3,488	<p>既存施設の利用状況及び今後の利用見込みを踏まえ、目標を設定します。</p>
5,678	5,778	5,858	<p>第7期計画期間においては、平成32年度末までに予定されている新規施設の開設によって、入居が見込まれる方の対応が可能であるため、新規開設の整備募集は行いません。</p> <p>一方で、住宅型有料老人ホーム等の入居者が重度化していることから、住宅型有料老人ホーム等からの転換による整備を行います。</p>

エ 市町村特別給付

第1号被保険者の保険料を財源とする、介護保険法で定められた保険給付以外の独自の給付です。

サービス名	サービス内容	給付実績（人／月）	
		28年度	29年度
生活援助型配食サービス	自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度として自宅への弁当の配達及び安否確認を行います。 【事業所数：90か所】	8,582	9,114

※事業所数は平成29年10月1日現在

※28年度の給付実績及び30年度～32年度の給付見込みは年間の月平均

※29年度の給付実績は平成29年9月審査分

※平成30年度から従来の対象者のうち要支援者分を介護予防・生活支援サービスの自立支援型配食サービスに移行する予定。

オ 介護予防・生活支援サービス

平成27年度からの介護保険制度の改正により、要支援者又は要支援者になる恐れのある方への多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、各市町村が介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施し、多様な担い手による多様なサービスを効果的かつ効率的に提供することとされました。

本市では平成28年6月に総合事業を開始し、介護予防・生活支援サービスにおいて、従来の介護予防訪問介護・通所介護と同様のサービスに加え、多様な担い手による新しいサービスを提供しています。

<見込み量算定にあたっての考え方>

○今後、要支援者又は要支援者になる恐れのある方が増加することに伴い、介護予防・生活支援サービス事業も増大することが見込まれます。介護予防・生活支援サービス事業の見込み量の推計にあたっては、事業対象者・要支援者数の推計、介護予防・生活支援サービス事業の利用状況等を勘案して見込んでいます。

○平成28年6月から平成29年4月までに、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護から介護予防・生活支援サービス事業へ段階的に移行が行われたこと及び平成29年5月から予防専門型サービスを利用する「状態像の目安」を見直したことを踏まえて、各サービスの利用者の割合、一人あたりの利用量の傾向を把握し、今後もその傾向が続くものとして見込んでいます。

給 付 見 込 み (人/月)			今後の見込み
30 年度	31 年度	32 年度	
5,320	5,630	5,880	ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、食事を配達するとともに利用者の安否を確認するサービスは、要介護者の在宅生活を支える上で有効なサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。

(ア) 自宅で利用するサービス

サービス名	サービス内容	給付実績 (人/月)	
		28年度	29年度
予防専門型訪問サービス	ホームヘルパーが自宅を訪問して生活機能の維持・向上を図るための身体介護及び掃除・洗濯等の生活支援を行います。 【事業所数：754 か所】	3,881	10,053
生活支援型訪問サービス	名古屋市が開催する介護や生活支援の技術を学ぶ研修を修了した方等が自宅を訪問し、自立を目指した計画のもと、掃除・洗濯・調理等の生活支援を行います。 【事業所数：259 か所】	184	1,151
地域支えあい型訪問サービス	地域の元気な高齢者を中心としたボランティアが自宅を訪問して、ゴミ出しや電球の交換等の日常のちょっとした困りごとに対する生活支援を行います。	64 学区	67 学区

※事業所数はいずれも平成29年10月1日現在

※28年度の給付実績及び30年度～32年度の給付見込みは年間の月平均

※29年度の給付実績は平成29年9月審査分

※29年度の地域支えあい型訪問サービス実績は平成29年9月末現在

※地域支えあい型訪問サービスの給付実績は、事業を実施している学区数

(イ) 自宅から通うサービス

サービス名	サービス内容	給付実績 (人/月)	
		28年度	29年度
予防専門型通所サービス	デイサービスセンター等の施設で、食事・入浴等の介護や機能訓練を行います。 【事業所数：702 か所】	3,813	10,638
ミニデイ型通所サービス	デイサービスセンター等の施設において、自立した生活を目指して、「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を活用した機能訓練等を行います。 【事業所数：73 か所】	49	188
運動型通所サービス	デイサービスセンターや老人保健施設、フィットネスクラブ等において、転倒予防や足腰の筋力保持のための、自宅でもできる軽い運動や体操等を行います。 【事業所数：143 か所】	464	578

※事業所数はいずれも平成29年10月1日現在

※28年度の給付実績及び30年度～32年度の給付見込みは年間の月平均

※29年度の給付実績は平成29年9月審査分

給付見込み(人/月)			今後の見込み
30年度	31年度	32年度	
9,810	9,640	9,480	生活機能の維持・向上を図るための身体介護や掃除・洗濯等の生活支援は、軽度の方の自立支援・介護予防につながることから、今後も一定の利用が見込まれます。
2,100	2,380	2,600	掃除・洗濯等の生活支援は、軽度の方の自立支援・介護予防につながることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
108学区	実施学区の拡大	実施学区の拡大	日常生活のちょっとした困りごとへの支援を行う地域支えあい型訪問サービスは、今後も実施学区の拡大が見込まれます。

※地域支えあい型訪問サービスの給付見込みは、事業を実施する学区数の見込み

給付見込み(人/月)			今後の見込み
30年度	31年度	32年度	
11,320	11,730	12,170	デイサービスセンター等の施設での介護や機能訓練等のサービスは、軽度の方の自立支援・介護予防につながることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
310	360	400	自立した生活を目指した「なごや介護予防・認知症予防プログラム」を活用した機能訓練等のサービスは、介護予防・認知症予防という点から有効であることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
1,030	1,250	1,450	転倒予防等のために、自宅でもできる軽い運動や体操等を行うサービスは、身体機能向上・介護予防という点から有効であることから、今後も利用の拡大が見込まれます。

(ウ) その他のサービス

サービス名	サービス内容	給付実績 (人/月)	
		28年度	29年度
自立支援型配食サービス	自立した生活や栄養改善等のため、1日1食を限度として自宅への弁当の配達及び安否確認を行います。 【事業所数：89か所】	186	487
介護予防ケアマネジメント	「いきいき支援センター」の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人の心身の状況や家族の希望等に応じたケアプランの作成や利用調整を行います。 【センター数：29か所】	5,117	11,856

※事業所数はいずれも平成29年10月1日現在

※28年度の給付実績及び30年度～32年度の給付見込みは年間の月平均

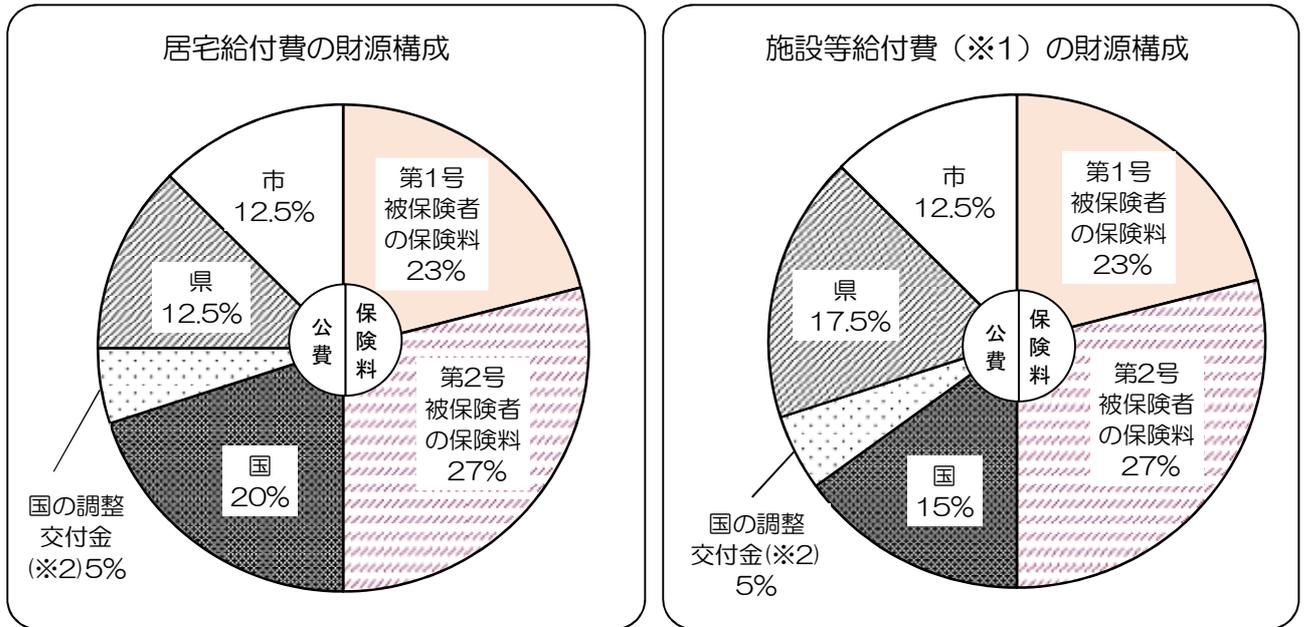
※29年度の給付実績は平成29年9月審査分

給 付 見 込 み (人/月)			今後の見込み
30年度	31年度	32年度	
5,040	5,810	6,620	ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、食事を配達するとともに利用者の安否を確認するサービスは、要支援者等の在宅生活を支える上で有効なサービスであることから、今後も利用の拡大が見込まれます。
12,950	13,290	13,610	介護予防ケアマネジメントの対象となるサービスの利用者数の増加にともない、今後も利用の拡大が見込まれます。

2 保険給付費等の財源構成

(1) 保険給付費の財源構成

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費で負担します。第7期計画期間（平成30～32年度）においては、第1号被保険者（65歳以上の方）は保険給付費の23%を保険料として負担します。



※1 施設等給付費とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護等にかかる給付費をさす。それ以外のサービスにかかる給付費は居宅給付費の中に含む。

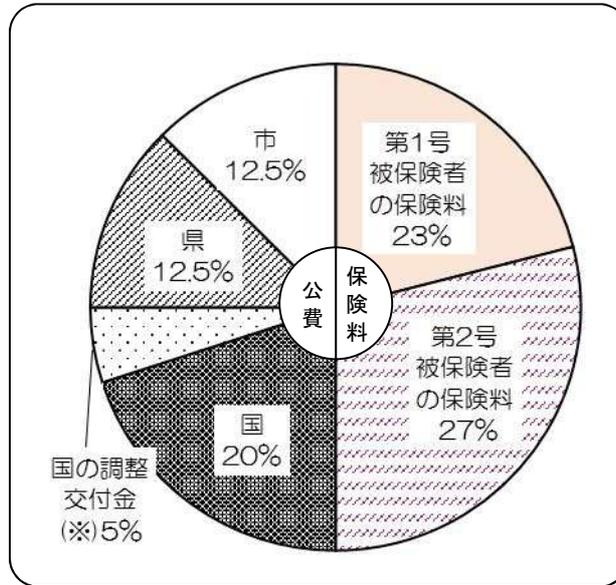
※2 公費のうち国の調整交付金は市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の方）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっている。

※3 第2号被保険者とは、医療保険に加入している40～64歳の方

(2) 地域支援事業費の財源構成

<総合事業>

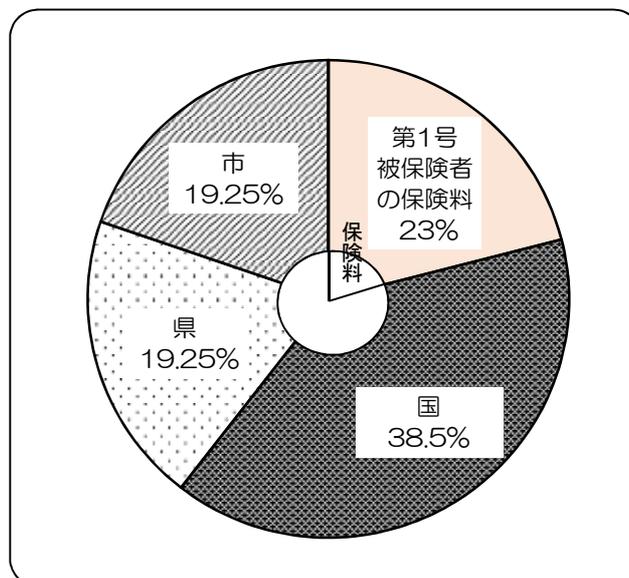
地域支援事業のうち、総合事業に要する費用は、50%を保険料、50%を公費で負担します。第1号被保険者は、総合事業にかかる費用の23%を保険料として負担します。



※ 公費のうち国の調整交付金は市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の方）の割合や所得分布の状況により変動する仕組みとなっている。

<包括的支援事業及び任意事業>

地域支援事業のうち包括的支援事業及び任意事業に要する費用は、23%を第1号被保険者の保険料、77%を公費で負担します。



3 第7期計画期間（平成30～32年度）における保険給付費等の見込み

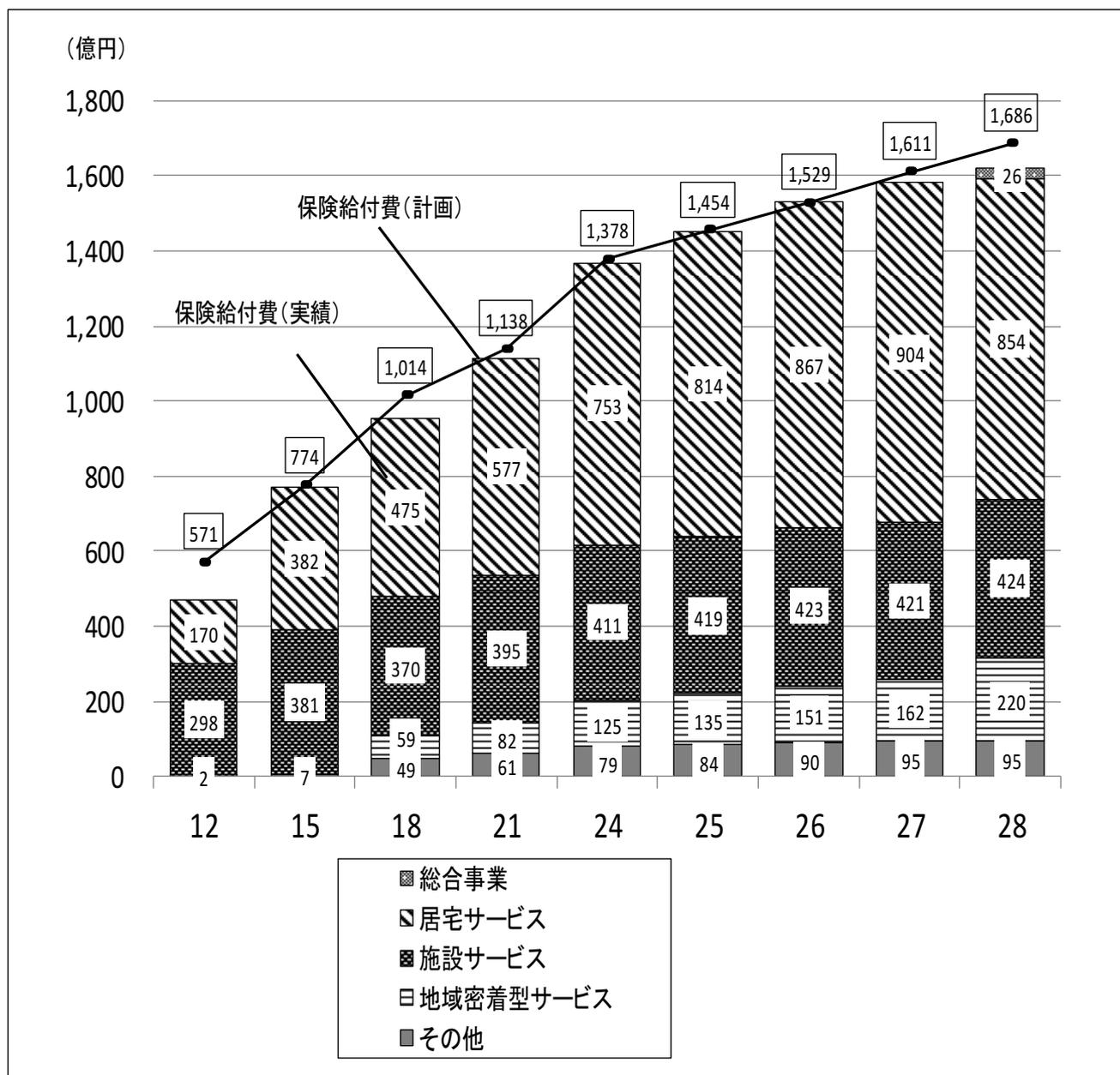
- 介護保険事業に必要な保険給付費及び地域支援事業費は、被保険者が利用するサービスの量に応じて決まります。また、このサービスの量が保険料額に反映することになります。
- 介護サービスの利用は着実に伸びてきており、保険給付費も増加しています。今後も介護が必要な高齢者の増加に伴い、さらに利用量の拡大が見込まれます。
- 第7期計画期間（平成30～32年度）における保険給付費及び地域支援事業費の見込みは次のとおりです。

区 分		30～32年度の保険給付費等の見込み
保険給付費	在宅サービス	2,800～2,900 億円程度
	地域密着型サービス	700～800 億円程度
	施設サービス	1,300～1,400 億円程度
	その他	300～400 億円程度
	小 計	5,200～5,400 億円程度
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業	300 億円程度
	包括的支援事業・任意事業	100 億円程度
	小 計	400 億円程度
合 計		5,600～5,800 億円程度

※ 「その他」は市町村特別給付、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料

※ 各数値は四捨五入しているため、合計と一致しない。

<保険給付費等の推移>



※ 各数値は四捨五入されているため、合計と一致しない場合がある。

4 第1号被保険者の保険料

- 第7期計画期間（平成30～32年度）中の保険給付費及び地域支援事業費をもとに、第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）を算定します。

被保険者個々の保険料は、それぞれの所得状況等によって異なります。

第1号被保険者の保険料基準額（月額）	6,400円台～6,600円台
--------------------	-----------------

※ 第6期保険料基準額（月額）5,894円

【第1号被保険者の保険料（基準額：月額）算定方法】

$$\left[\begin{array}{l} (\text{保険給付費} + \text{地域支援事業費}) \times 23\% \\ + \text{調整交付金不足額} \\ + \text{市町村特別給付費（生活援助型配食サービス）} \\ - \text{介護保険給付費準備基金取崩額} \end{array} \right] \div \text{保険料予定収納率} \div \text{負担割合で補正した第1号被保険者数} \div 12\text{月}$$

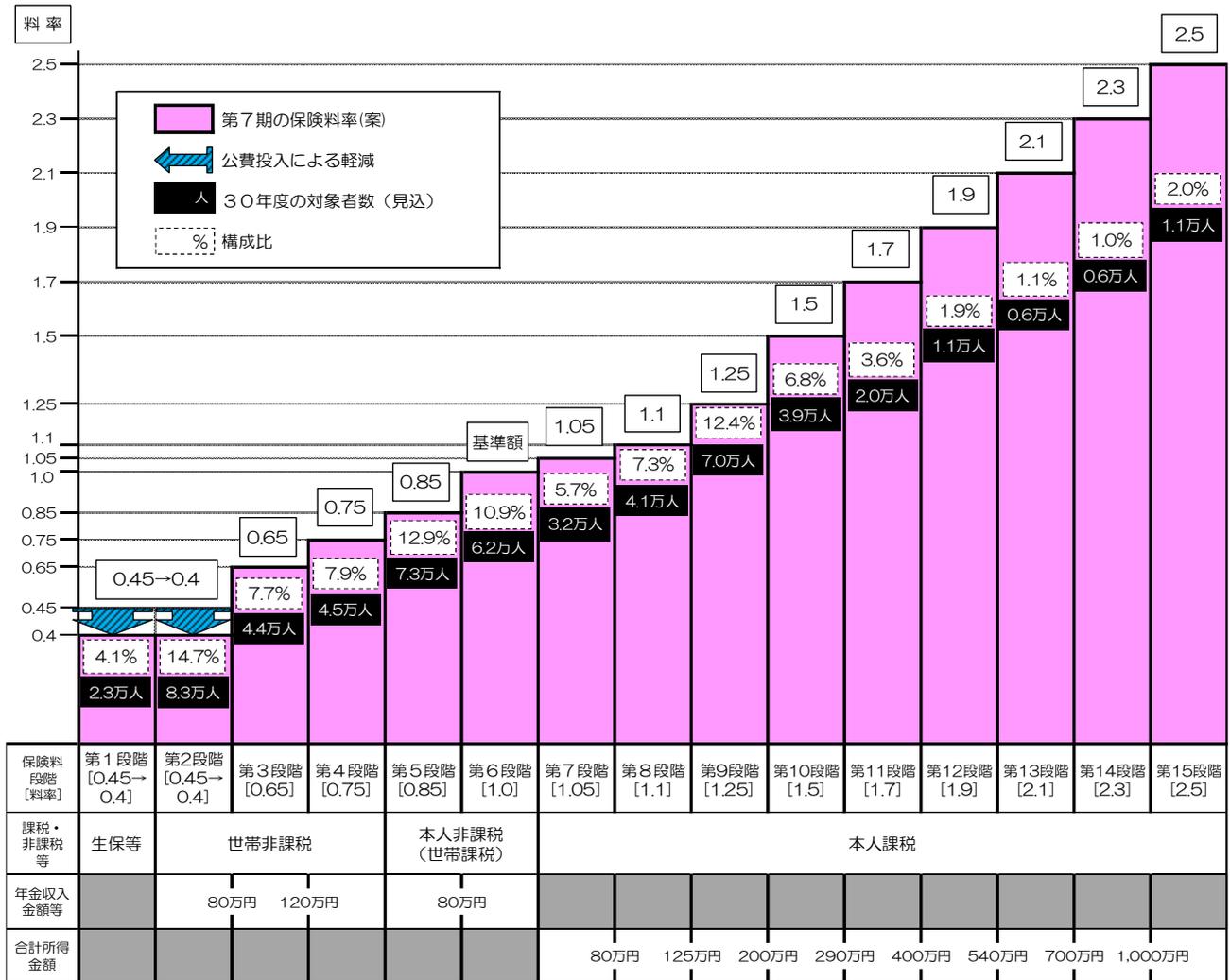
5 公費を投入した低所得者の保険料軽減

平成27年4月から、消費税増税分を財源とした公費の投入による保険料軽減が行われています。軽減策にかかる費用は、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担します。

保険料段階		料率の軽減
第1段階	生活保護等を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	0.45→0.4
第2段階	世帯全員が非課税の世帯で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.45→0.4

6 保険料段階

- 第7期計画期間においては、負担能力に応じた保険料負担の観点から多段階化を実施した第6期計画期間と同じ保険料段階（15段階）及び保険料率を引き続き設定します。



※第1～2段階の料率表記：「公費による保険料軽減前→軽減後」

保険料段階区分

【保険料基準額：月額 6,400 円台～6,600 円台】

	区 分		保険料基準額 に対する割合
第1段階	生活保護等を受けている方 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方		(基準額×0.4)
第2段階	世帯全員が 市町村民税非課税	本人の公的年金等の収入金額とその他の 合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	(基準額×0.4)
第3段階		本人の公的年金等の収入金額とその他の 合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	(基準額×0.65)
第4段階		本人の公的年金等の収入金額とその他の 合計所得金額の合計が 120 万円を超える 方	(基準額×0.75)
第5段階	本人が 市町村民税非課税で 同じ世帯に 市町村民税課税者が いる方	本人の公的年金等の収入金額とその他の 合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	(基準額×0.85)
第6段階		本人の公的年金等の収入金額とその他の 合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	(基準額)
第7段階	本人が 市町村民税課税	本人の合計所得金額が 80 万円未満の方	(基準額×1.05)
第8段階		本人の合計所得金額が 80 万円以上 125 万円未満の方	(基準額×1.1)
第9段階		本人の合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	(基準額×1.25)
第10段階		本人の合計所得金額が 200 万円以上 290 万円未満の方	(基準額×1.5)
第11段階		本人の合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の方	(基準額×1.7)
第12段階		本人の合計所得金額が 400 万円以上 540 万円未満の方	(基準額×1.9)
第13段階		本人の合計所得金額が 540 万円以上 700 万円未満の方	(基準額×2.1)
第14段階		本人の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の方	(基準額×2.3)
第15段階	本人の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	(基準額×2.5)	

※ その他の合計所得金額は、合計所得金額から公的年金等の所得金額を差し引いた額

※ 合計所得金額は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた額

7 今後の介護保険料の上昇抑制に向けた取り組み（介護給付の適正化）

介護保険制度は、公費と保険料を財源として運営され、介護や支援を必要とする高齢者を社会全体で支える制度です。そのため、制度の運営は適正に行われる必要があり、制度の利用にあたっては、利用者・事業所双方が節度とモラルを持つことが求められます。

本市では、次の取り組みを行うことにより、介護サービス事業所による不適切な請求や利用者の状態に合わないサービス利用について厳正に対処し、制度の適正な運営に努めます。

（1） 要介護・要支援認定の適正化

居宅介護支援事業所等から提出された認定調査票が均質で適正な認定調査票となるように、介護支援専門員の資格を有する者等による全件点検を実施します。

<目標設定指標>

認定調査票の内容点検の実施率

<数値目標>

平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
100%	100%	100%	100%

※平成 28 年度の点検実施件数 102,993 件

（2） ケアプランチェック

ケアマネジャーが作成したケアプランについて、市職員が記載内容を確認し、「自立支援に資するケアマネジメント」の観点から、ケアマネジャーの「気づき」を促すことで、ケアプランの内容の適正化を図ります。

<目標設定指標>

ケアプランチェックの対象プラン数

<数値目標>

平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
476 件	600 件	600 件	600 件

※平成 28 年度の実績等を勘案し目標を設定

(3) 住宅改修実態調査

住宅改修費（介護予防を含む。）の支給について、改修予定や改修を行った一部の住宅を市職員が訪問し、事業所の架空請求等、不適切な請求の防止を図ります。

<目標設定指標>

現地調査の実施件数

<数値目標>

平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
135 件	230 件	230 件	230 件

※当該事業の実施要綱に定める各区役所・支所の目標件数（区役所 12 件、支所 6 件）に基づき目標を設定

(4) 医療情報との突合・縦覧点検

介護報酬の審査支払いを行う国民健康保険団体連合会から提供される、介護給付適正化システムのデータに基づき、請求内容に疑義がある事業所に対して、請求内容について再確認を行うよう促し、不適切な請求の防止につなげていきます。

<目標設定指標>

医療情報との突合・縦覧点検の対象となる事業所からの介護報酬請求件数

<数値目標>

平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
全件	全件	全件	全件

※平成 28 年度の請求件数 3,015,914 件

(5) 給付費通知の送付

介護サービスの利用者へ、利用したサービスの回数やかかった費用等をお知らせする通知を送付します。これにより、利用者やその家族が利用したサービスの回数や内容を確認することが可能となり、事業所の架空請求等の不適切な請求の発見・防止となります。また、利用者が自らのサービス内容を再確認することによって、より適正なサービス利用へと促すきっかけともなります。

<目標設定指標>

介護給付費通知の送付件数

<数値目標>

平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
39,914 件	43,000 件	45,000 件	46,000 件

※平成 28 年度実績を基に、要介護・要支援認定者数の伸びを考慮して目標を設定

(6) その他

介護サービス事業所への指導の実施について、実地指導の一部委託により実施事業所数を増やし、事業所に対して引き続き介護保険制度理解の徹底に努めるとともに、不適切な給付や請求等の是正、運営基準の遵守などの指導を行います。

また、負担限度額認定において、平成 27 年 8 月から預貯金等の資産要件が追加されたことに伴う金融機関への資産調査を強化することにより、給付の適正化を図ります。

8 自立支援・重度化防止に向けた取り組み

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としており、地域の実態や状況に応じて様々な取り組みを行うことが重要です。

本市では、次の取り組みを行い、自立支援・重度化防止を推進していきます。

(1) ケアマネジャー向け研修会の実施

ケアマネジメントに関する保険者としての基本方針を策定し、新たに実施するケアマネジャー向け研修会において周知することにより、自立支援に資するケアマネジメントについての理解を深めます。

<目標設定指標>

ケアマネジャー向け研修会の参加事業所数

<数値目標>

平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
【新規事業】	660 事業所	680 事業所	710 事業所

※対象となる居宅介護（予防）支援事業所数及び介護保険指定事業者講習会における事業所の出席率（平成 28 年度実績 86.3%）に基づき目標を設定

(2) 介護予防・生活支援サービスの利用促進

本市独自に基準を定めたサービスについて、事業所数及び担い手を増やし、利用を推進していきます。

また、本市独自サービスの効果検証を実施し、検証結果に基づき、効果のあった取り組みについては積極的に周知していくとともに、効果の低い取り組みについては改善していくことで、各種サービスをより効果的なものとしていきます。

<目標設定指標>

生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスの利用者数

<数値目標>

区分	平成 28 年度 実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活支援型 訪問サービス	184 人/月	2,100 人/月	2,380 人/月	2,600 人/月
ミニデイ型 通所サービス	49 人/月	310 人/月	360 人/月	400 人/月
運動型 通所サービス	464 人/月	1,030 人/月	1,250 人/月	1,450 人/月

※各サービスの利用者数の推計値を目標に設定

(3) 住民主体の集いの場への専門職派遣の推進

高齢者サロン等の住民主体の集いの場に、保健所の保健師等や地域のリハビリテーション専門職等の幅広い職種の専門職を積極的に派遣していくことで、自立支援に資する取り組みの推進に努めます。

<目標設定指標>

専門職による支援を受けた延べ利用者数

<数値目標>

平成 28 年度実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
45,246 人	77,000 人	87,000 人	96,000 人

※各小学校区の高齢者サロン等において、専門職による支援が毎月 1 回以上実施されることを目標に延べ利用者数を設定

(4) その他

自立支援・重度化防止に向け、ケアマネジャーのケアマネジメント支援にリハビリテーション専門職等との連携も視野に入れた効果的な方法について検討します。

また、保健所、いきいき支援センター等が連携して、地域課題を把握し、各種関連データを活用しながら地域課題を分析して、その結果に基づき、効果的な介護予防を促進します。

9 公平公正な要介護・要支援認定

(1) 公平公正な認定調査の実施

介護保険制度は、要介護又は要支援に認定された場合に介護や支援の必要の程度に応じて介護サービスを利用できる仕組みです。

認定調査は、要介護・要支援認定の一次判定を行うため、その方の心身の状況等について本人や家族等から把握する手続きです。

本市では、より公平で公正な認定調査を行うため、以下の取り組みを行います。

ア 認定調査に対する信頼性の確保

認定調査については、その調査結果が審査判定の重要な判断材料となることから、均一で正確な調査を実施することが重要です。

そのため、全国一律の基準である「認定調査員テキスト 2009 改訂版」に基づき、「認定調査員研修（新任研修）」を実施します。研修受講者には「認定調査員研修修了証」を発行し、本市が実施する認定調査員研修又は都道府県（又は指定都市）が実施する認定調査員研修の修了者のみを調査に従事させることで、調査に対する信頼性の確保を図っています。

イ 認定調査員研修の充実

調査の実施に伴い、実際の調査の場面ではさまざまな課題が生じてきます。毎年度「認定調査員研修（現任研修）」を実施することにより、調査技術の実践的な能力をより向上させ、認定調査の均一性・信頼性の確保を図っています。

ウ 新規認定調査の指定市町村事務受託法人への委託化

市民サービスの向上及び認定調査の効率化を図るため、区役所職員が実施していた新規申請にかかる認定調査について、平成 24 年 4 月から愛知県知事の指定する指定市町村事務受託法人への委託を一部圏域において開始し、平成 27 年 4 月からは、全市域において指定市町村事務受託法人へ委託しています。

エ 区分変更申請等にかかる認定調査の見直し

区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査を、当該申請者にサービス提供を行っている事業所等の認定調査員に委託していることについて、公正性・公平性の向上を図るため、今後見直しを検討します。

(2) 円滑な審査判定と公平性の確保

要介護・要支援認定は、認定調査票による一次判定や特記事項、主治医の意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家からなる介護認定審査会において、「認定調

査内容の確認」、「介護の手に係る審査判定」及び「状態の維持・改善可能性の判定」が行われ、この結果により、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5、非該当）が決定されます。

本市では、より適正な審査判定を確保するため、以下の取り組みを行います。

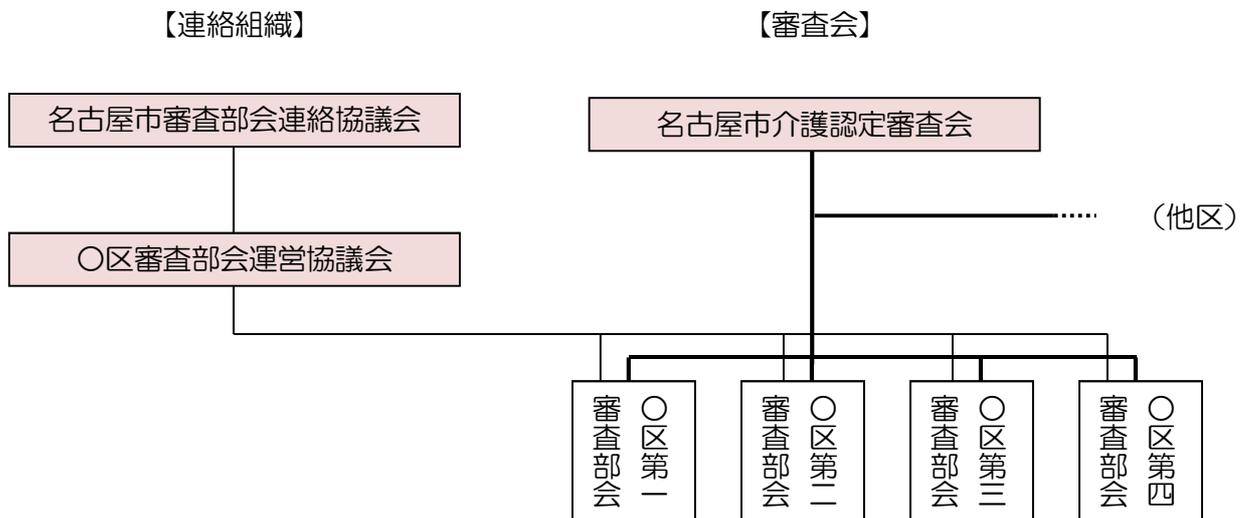
ア 審査部会の設置

介護保険の審査判定を正確かつ迅速に実施していくために、市の介護認定審査会を設置の上、合議体として、各区に審査部会を複数（平成29年度は106部会）設置して審査判定を行っています。

イ 審査判定の適正化・平準化のための協議会の設置

複数の審査部会において審査判定を行うため、各審査部会での審査判定が適正かつ円滑に行われるとともに、全市で平準的な審査判定が行われることが重要です。

そのため、本市においては、審査判定上の課題等を共有し協議検討する連絡組織として、市で「名古屋市審査部会連絡協議会」を、各区で「区審査部会運営協議会」を設置しています。



ウ 審査判定の円滑な実施

適正かつ均一な審査・判定が円滑に実施を図るため、すべての介護認定審査会委員向けに、毎年度「介護認定審査会委員研修（現任研修）」を実施しています。

また、介護認定審査会の委員が審査部会の運営や審査判定等についての見識を深めるとともに、審査部会間の審査判定の公平性・均一性を確保することを目的として、自己の所属する審査部会以外の審査部会に出席できるものとしています。

エ 介護認定審査会事務局の機能強化

介護認定審査会事務局の対応力向上のため、区役所の事務局職員を対象に新任研修を始め円滑な審査会運営に必要な研修の充実に努めます。

事務局体制の充実を図るとともに、本市策定の『介護認定審査会事務局点検マニュアル』に基づき、事務局機能を強化し、審査判定のさらなる円滑化を図ります。

オ 主治医意見書内容向上事業

主治医の意見書については、審査判定の重要な資料となることから、その記載にあたっては、正確性や的確性が必要となります。

毎年度、名古屋市医師会に委託して、主治医意見書の重要性の啓発と作成に必要な知識を周知するための主治医意見書記入講習会の開催等を実施しています。

(3) 要介護認定事務の集約化

各区で実施していた要介護認定事務のうち、更新申請の受付、認定調査票や主治医意見書の作成依頼、認定調査票の点検、審査会資料の作成、認定調査適正化事業などの事務について、平成30年度から市内一か所の介護認定事務センターに集約化することとなりました。

この集約化に伴い、公平公正な要介護・要支援認定において、以下の効果を見込んでいます。

ア 認定調査票点検の平準化

各区で実施していた認定調査票の点検を市で一元化して行うことができるようになったため、点検内容や点検基準の統一化・平準化をより効率的・効果的に取り組むことができます。

イ 審査判定の平準化

各区で実施していた審査部会による審査判定について、区を跨いで審査判定が可能となったため、すべての審査部会の審査判定件数の均衡化等によって、審査判定のさらなる平準化に取り組むことができます。

ウ 認定決定期間の短縮及び平準化

認定の申請から決定までの期間について、事務の効率化による短縮及び事務の一元化による平準化に取り組むことができます。

10 低所得者の利用者負担軽減事業

(1) 認知症高齢者グループホーム居住費助成（平成30年1月から実施）

市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金等が対象者の条件にあてはまる方に対し、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）における居住費（家賃・光熱水費）の一部を助成することにより、低所得の方の認知症対応型共同生活介護の利用を支援しています。

(2) 社会福祉法人による生活困難者に対する利用者負担の軽減

生活保護受給者等又は市町村民税非課税世帯で世帯収入や預貯金等が一定条件にあてはまる方に対し、サービスを提供する社会福祉法人が利用者負担を軽減した場合に、軽減額の一部を社会福祉法人に助成することで、低所得の方の介護サービスの利用を支援しています。

<軽減の対象となるサービス>

- ・介護老人福祉施設
（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護含む）
- ・訪問介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・予防専門型訪問サービス
- ・通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）
- ・予防専門型通所サービス
- ・短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
- ・小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

(3) 障害者ホームヘルプサービス利用者の負担軽減の支援措置

障害者施策によるホームヘルプサービスの利用者のうち65歳となり介護保険適用となった方又は要介護認定等を受けた40～64歳の方で、障害福祉サービスにおいて負担額を0円とすることで生活保護を必要としなくなる方については、訪問介護、夜間対応型訪問介護及び予防専門型訪問サービスの利用者負担を減額しています。

巻末資料

1 第6期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の達成状況

II 高齢者が地域で安心して暮らすための支援体制の充実

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画目標値	実績	達成率	計画目標値	実績	達成率
地域で安心して暮らすための支援体制の充実						
地域における見守り体制						
ひとり暮らし高齢者緊急通報事業（あんしん電話）	2,700 人	2,560 人	94.8%	2,750 人	2,410 人	87.6%
認知症の方や家族に対する支援						
地域で支える仕組みづくり						
認知症サポーターの養成（サポーター数）	62,000 人	81,611 人	131.6%	68,000 人	97,071 人	142.8%
はいかい高齢者おかえり支援事業（登録メールアドレス数）	4,600 件以上	7,962 件以上	173.1%	4,900 件以上	8,175 件以上	166.8%

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度		
	見込み量	実績	実績／見込み量	見込み量	実績	実績／見込み量
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）等の構築						
総合事業の構築 ※1						
訪問型サービス						
予防専門型		—		3,140 人	3,881 人	123.6%
生活支援型		—		710 人	184 人	25.9%
地域支えあい型		—		12 区 56 学区	16 区 64 学区	—
通所型サービス						
予防専門型		—		3,210 人	3,813 人	118.8%
ミニデイ型		—		520 人	49 人	9.4%
運動型		—		520 人	464 人	89.2%
生活支援サービス						
配食サービス		—		310 人	186 人	60.0%

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画目標値	実績	達成率	計画目標値	実績	達成率
介護予防・生活支援サービスの体制整備						
高齢者サロン	400 か所	539 か所	134.8%	500 か所	759 か所	151.8%
地域力の再生による生活支援推進事業	12 区 50 学区	12 区 50 学区	—	—	—	—
その他の生活支援サービス						
生活援助軽サービス事業	9,300 回	10,107 回	108.7%	9,350 回	10,299 回	110.1%
日常生活用具給付事業	1,000 件	592 件	59.2%	1,050 件	431 件	41.0%

※1 人数は1か月当たりの平均

Ⅲ 自立して生活するには不安がある高齢者への適切な対応

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度		
	見込み量	実績	実績/ 見込み量	見込み量	実績	実績/ 見込み量
要支援・要介護者への施策						
在宅サービス						
家庭で利用するサービス						
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	29,250 人	28,685 人	98.1%	27,160 人	25,498 人	93.9%
訪問入浴介護	1,250 人	1,203 人	96.2%	1,200 人	1,134 人	94.5%
訪問看護	8,720 人	8,954 人	102.7%	9,750 人	9,998 人	102.5%
訪問リハビリテーション	920 人	829 人	90.1%	900 人	897 人	99.7%
福祉用具貸与	33,330 人	32,816 人	98.5%	36,080 人	34,855 人	96.6%
日帰りで通うサービス						
通所介護 (デイサービス)	29,370 人	28,614 人	97.4%	22,400 人	21,145 人	94.4%
通所リハビリテーション	8,510 人	8,213 人	96.5%	9,190 人	8,799 人	95.7%
短期入所サービス						
短期入所生活介護 (ショートステイ)	3,880 人	3,799 人	97.9%	4,030 人	3,887 人	96.5%
短期入所療養介護 (ショートステイ)	680 人	682 人	100.3%	690 人	680 人	98.6%

区 分	平成 27 年度			平成 28 年度		
	見込み量	実績	実績/ 見込み量	見込み量	実績	実績/ 見込み量
その他のサービス						
居宅療養管理指導	16,610 人	16,355 人	98.5%	18,430 人	17,567 人	95.3%
福祉用具購入	720 人	711 人	98.8%	710 人	739 人	104.1%
住宅改修	720 人	684 人	95.0%	760 人	641 人	84.3%
居宅介護支援	38,800 人	38,350 人	98.8%	40,740 人	39,727 人	97.5%
介護予防支援	22,240 人	21,763 人	97.9%	15,890 人	19,154 人	120.5%
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	390 人	346 人	88.7%	510 人	361 人	70.8%
夜間対応型訪問介護	380 人	286 人	75.3%	410 人	285 人	69.5%
地域密着型通所介護	—			6,410 人	6,282 人	98.0%
認知症対応型通所介護	560 人	534 人	95.4%	600 人	567 人	94.5%
小規模多機能型居宅介護	1,270 人	1,208 人	95.1%	1,380 人	1,214 人	88.0%
看護小規模多機能型居宅介護	120 人	67 人	55.8%	150 人	70 人	46.7%
生活援助型配食サービス	8,110 人	7,898 人	97.4%	8,350 人	8,582 人	102.8%
施設・居住系サービス						
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	7,610 人	7,538 人	99.1%	7,890 人	7,756 人	98.3%
介護老人保健施設	6,300 人	6,011 人	95.4%	6,350 人	6,054 人	95.3%
介護療養型老人保健施設	0 人	0 人	—	0 人	0 人	—
介護療養型医療施設	410 人	495 人	120.7%	270 人	469 人	173.7%
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	2,980 人	2,914 人	97.8%	3,020 人	2,962 人	98.1%
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	4,520 人	4,458 人	98.6%	4,650 人	4,636 人	99.7%

※1 人数は1か月当たりの平均

※2 介護老人福祉施設は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

※3 特定施設入居者生活介護は地域密着型特定施設入居者生活介護を含む。

(参考) 介護保険施設等の整備状況

区 分	計画目標値 (平成 29 年度)	平成 27 年度		平成 28 年度	
		運営数	達成率	運営数	達成率
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	8,280 人	7,731 人	93.4%	8,001 人	96.6%
介護老人保健施設	6,959 人	6,859 人	98.6%	6,866 人	98.7%
介護療養型老人保健施設	0 人	0 人	—	0 人	—
介護療養型医療施設	0 人	484 人	—	480 人	—
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	3,450 人	3,110 人	90.1%	3,245 人	94.1%
特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	5,843 人	5,527 人	94.6%	5,533 人	94.7%
養護老人ホーム	770 人	770 人	100.0%	770 人	100.0%
軽費老人ホーム	951 人	951 人	100.0%	951 人	100.0%

2 事業者等の状況

(1) 介護保険の在宅サービス事業者の指定状況（事業所数）

区 分	平成 27 年 10 月 1 日	平成 28 年 10 月 1 日	平成 29 年 10 月 1 日
訪問介護 （ホームヘルプサービス）	731 箇所	771 箇所	803 箇所
訪問入浴介護	32 箇所	30 箇所	29 箇所
訪問看護	257 箇所	259 箇所	259 箇所
通所介護 （デイサービス）	720 箇所	315 箇所	320 箇所
通所リハビリテーション	123 箇所	140 箇所	146 箇所
福祉用具貸与	168 箇所	175 箇所	183 箇所
短期入所生活介護 （ショートステイ）	121 箇所	125 箇所	129 箇所
短期入所療養介護 （ショートステイ）	77 箇所	79 箇所	78 箇所
居宅介護支援	674 箇所	712 箇所	721 箇所

※予防給付を除く。

※訪問看護については、各時点において過去半年間にサービスの提供があった事業所分について集計

(2) 介護保険の地域密着型サービス（在宅サービス）事業者の指定状況（事業所数）

区 分	平成 27 年 10 月 1 日	平成 28 年 10 月 1 日	平成 29 年 10 月 1 日
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13 箇所	14 箇所	14 箇所
夜間対応型訪問介護	6 箇所	5 箇所	3 箇所
地域密着型通所介護	—	412 箇所	413 箇所
認知症対応型通所介護	45 箇所	45 箇所	48 箇所
小規模多機能型居宅介護	82 箇所	84 箇所	81 箇所
看護小規模多機能型居宅介護	4 箇所	4 箇所	4 箇所

※予防給付を除く。

(3) 施設等の整備状況（施設数・定員数）

ア 介護保険

区 分	平成 27 年 10 月 1 日	平成 28 年 10 月 1 日	平成 29 年 10 月 1 日
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	105 箇所 7,571 人	109 箇所 7,921 人	113 箇所 8,190 人
介護老人保健施設	73 箇所 6,859 人	75 箇所 6,959 人	75 箇所 6,866 人
介護療養型医療施設	11 箇所 505 人	10 箇所 484 人	9 箇所 480 人
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	190 箇所 3,110 人	193 箇所 3,188 人	195 箇所 3,254 人
特定施設入居者生活介護 （介護付有料老人ホーム等）	103 箇所 5,385 人	105 箇所 5,527 人	105 箇所 5,533 人

※か所数・人数は運営ベースによる定員数

※介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護に定員数は地域密着型を含む。

イ 介護保険外

区 分	平成 27 年 10 月 1 日	平成 28 年 10 月 1 日	平成 29 年 10 月 1 日
養護老人ホーム	6 か所 770 人	6 か所 770 人	6 か所 770 人
軽費老人ホーム	22 か所 951 人	22 か所 951 人	22 か所 951 人
シルバーハウジング	16 か所 521 人	18 か所 593 人	18 か所 593 人
サービス付き高齢者向け住宅	86 か所 2,969 戸	97 か所 3,322 戸	100 か所 3,455 戸

(4) 市町村特別給付（事業所数）

区 分	平成 27 年 10 月 1 日	平成 28 年 10 月 1 日	平成 29 年 10 月 1 日
生活援助型配食サービス	90 か所	92 か所	90 か所

(5) 介護予防・生活支援サービス（事業所数）

区 分	平成 28 年 6 月 1 日	平成 29 年 10 月 1 日
予防専門型訪問サービス	672 か所	754 か所
生活支援型訪問サービス	151 か所	259 か所
地域支えあい型訪問サービス	50 か所	67 か所
予防専門型通所サービス	663 か所	702 か所
ミニデイ型通所サービス	47 か所	73 か所
運動型通所サービス	99 か所	143 か所
自立支援型配食サービス	93 か所	89 か所

3 特別養護老人ホーム入所申込者の状況

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分		入所申込者数
自 宅		1,347 人
施 設 等		2,147
内 訳	介護老人保健施設	858
	病 院	372
	そ の 他 施 設	917
計		3,494

※本市の入所申込者調査に個人情報を提供することを同意された方の実人数

4 特別養護老人ホーム入所申込者のうち医療的ケアが必要な方

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区 分	人 数	割 合
対 象 者 数	3,494 人	— %
点 滴 管 理	107	3.06
中 心 静 脈 栄 養	22	0.63
透 析	21	0.60
ス ト ー マ 処 置	38	1.09
酸 素 療 法	43	1.23
レ ス ピ レ ー タ ー	0	0
気 管 切 開 の 処 置	10	0.29
疼 痛 の 看 護	4	0.11
経 管 栄 養	197	5.64
モ ニ タ ー 測 定	40	1.14
褥 瘡 の 処 置	121	3.46
カ テ ー テ ル	169	4.84
一つでも医療的ケアが必要な方の数	570	16.31

5 施設・居住系サービスの整備目標量の算定方法

(1) 整備目標量を算定するにあたっての基本的な考え方

- ① 平成 29 年 4 月 1 日時点の施設・居住系サービスの利用申込者数を基に、要介護者等の伸び率を考慮して平成 32 年度までに新たに整備が必要な定員数の見込みを算出
※特別養護老人ホームの見込みに当たっては、入所申込者のうち早期の入所が必要と考えられる方の数を考慮
- ② ①で算出された値から既に開設が予定されている施設・居住系サービスの定員数を差し引いて整備目標量を算出

(2) 整備目標量

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

項目	人数	算出方法
① 平成 29 年 4 月 1 日の入所申込者数	3,494	入所申込者調査結果より
② 平成 32 年度までに新たに必要な定員数	1,095	平成 29 年 4 月 1 日現在の入所申込者数 (①) のうち自宅や養護老人ホーム等にいる方を対象に、要介護者数の伸びや早期に入所が必要と考えられる方の割合を考慮し算出。要介護 1、2 の方で特例入所の対象となる方の見込みも上乘せした。
③ 開設予定数	599	平成 29 年 4 月 2 日以降の開設予定数 (第 7 期計画の前倒し整備分 130 人を含む)
④ 整備目標量	500	②-③=496 人⇒500 人 第 7 期計画の整備量は、500 人に前倒し整備分 130 人を加えた 630 人

イ 介護老人保健施設

項目	人数	算出方法
① 平成 29 年 4 月 1 日の入所申込者数	373	利用状況等調査結果より
② 平成 32 年度までに新たに必要な定員数	72	平成 29 年 4 月 1 日現在の入所申込者数 (①) に、要介護者数の伸びを乗じて算出した数値から、介護老人保健施設に入所されている方で、特養へ移ることが想定される方の人数を差し引いた。
③ 開設予定数	0	平成 29 年 4 月 2 日以降の開設予定数
④ 整備目標量	80	②-③=72 人⇒80 人

ウ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

項目	人数	算出方法
① 平成 29 年 4 月 1 日の入居申込者数	256	利用状況等調査結果より
② 平成 32 年度までに新たに必要定員数	233	平成 29 年 4 月 1 日現在の入所申込者数（①）に、認知症自立度Ⅱの伸びを乗じて算出した数値から、認知症高齢者グループホームに入居されている方で、特養へ移ることが想定される方の人数を差し引いた。
③ 開設予定数	144	平成 29 年 4 月 2 日以降の開設予定数
④ 整備目標量	90	②－③＝89 人⇒90 人

エ 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）

（ア）新規開設分

項目	人数	算出方法
① 平成 29 年 4 月 1 日の入居申込者数	133	利用状況等調査結果より
② 平成 32 年度までに新たに必要定員数	220	平成 29 年 4 月 1 日現在の入所申込者数（①）に、要支援者数・要介護者数の伸びを乗じて算出。
③ 開設予定数	262	平成 29 年 4 月 2 日以降の開設予定数
④ 整備目標量	0	②－③＝△42 人⇒0 人

（イ）転換分

転換意向調査の結果も踏まえ、第 7 期計画期間中の整備目標量を 280 人とする。

6 名古屋市高齢者施策推進協議会等の設置・開催状況

(1) 名古屋市高齢者施策推進協議会等の設置

名古屋市高齢者施策推進協議会

(委員 25 名)

⇒ 以下の事項に関する協議を行う。

- ① 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の基本方針
- ② 計画に基づく施策の実施
- ③ 地域包括ケアの推進
- ④ 保健・医療・福祉に関する事業の円滑な推進
- ⑤ その他計画の策定に必要な事項

(部会)

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会

(委員 23 名)

⇒ 以下に関する具体的な検討作業を行う。

- ① 高齢者の保健・福祉事業の量の目標
- ② 介護サービスの量の見込み、介護保険事業の円滑な実施のための方策

(2) 委員

ア 名古屋市高齢者施策推進協議会（平成 29 年 10 月 30 日現在）

区分	氏名	所属団体	備考
学識経験者	井口 昭久	愛知淑徳大学健康医療科学部教授	会長
	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校校長	
	野口 定久	日本福祉大学大学院特別任用教授	
	松川 則之	名古屋市立大学大学院医学研究科神経内科学分野教授	
保健医療福祉関係団体	鵜飼 泰光	愛知県病院協会副会長	
	尾関 英浩	名古屋市老人福祉施設協議会会長	
	亀井 克典	名古屋市老人保健施設協会会長	
	河内 尚明	名古屋市社会福祉協議会会長	
	小木曾 公	名古屋市歯科医師会会長	
	真田 昌代	名古屋市介護サービス事業者連絡研究会幹事	
	杉田 洋一	名古屋市医師会会長	
	鈴木 正子	愛知県看護協会会長	
その他関係団体	野田 雄二	名古屋市薬剤師会会長	
	伊藤 美代子	名古屋市港区保健環境委員会副会長	
	井藤 一栄	連合愛知名古屋地域協議会副代表	
	加納 年子	名古屋市老人クラブ連合会副会長	
	祖父江 喜美子	名古屋市地域女性団体連絡協議会瑞穂区副会長	
	寺田 浩	名古屋市区政協力委員議長協議会副議長	
	橋井 正喜	名古屋市身体障害者福祉連合会会長	
市民代表	村松 千里	名古屋市民生委員児童委員連盟理事	
	稲田 博	市民委員	
	遠藤 敏美	市民委員	
	鈴木 啓介	市民委員	
	中野 完治	市民委員	
	松田 理恵子	市民委員	

(分野別 50 音順、敬称略)

イ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会（平成29年10月30日現在）

区分	氏名	所属団体	備考
学識経験者	梅垣 宏行	名古屋大学大学院医学系研究科講師	
	島田 裕之	国立長寿医療研究センター老年学・社会科学研究センター 予防老年学研究部部長	
	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校校長	部会長
	宮崎 幸恵	東海学園大学名誉教授	
保健医療福祉関係団体	鶴飼 泰光	愛知県病院協会副会長	
	近藤 芳江	名古屋市介護サービス事業者連絡研究会幹事	
	高田 明夫	名古屋市薬剤師会常務理事	
	都島 誠一	名古屋市歯科医師会専務理事	
	古川 忠利	名古屋市老人福祉施設協議会副会長	
	真野 寿雄	名古屋市医師会理事	
	三浦 昌子	愛知県看護協会副会長	
	三浦 岬美子	東区社会福祉協議会事務局長	
	三田 明外	名古屋市老人保健施設協会事務局	
関係団体 その他	天野 博幸	愛知県生活協同組合連合会福祉事業支援部次長	
	尾之内 直美	認知症の人と家族の会愛知県支部代表	
	小出 弘子	名古屋市民生委員児童委員連盟理事	
	塚原 義政	名古屋市老人クラブ連合会常任理事	
	水野 千恵子	なごや福祉ネット理事長	
市民代表	稲田 博	市民委員	
	遠藤 敏美	市民委員	
	鈴木 啓介	市民委員	
	中野 完治	市民委員	
	松田 理恵子	市民委員	

（分野別 50 音順、敬称略）

(3) 開催状況

ア 名古屋市高齢者施策推進協議会

開催時期		概 要
27年度	H27.11.2	○ 介護予防・日常生活支援総合事業 ○ 各区における地域包括ケア推進会議の取り組み状況
28年度	H28.5.31	○ 「はつらつ長寿プランなごや 2015」の実施状況 ○ 各区における地域包括ケア推進会議の取り組み状況 ○ 次期計画策定のための調査の概要
	H28.11.9	○ 介護予防・日常生活支援総合事業の検証
	H29.2.15	○ 次期計画策定のための調査結果
29年度	H29.11.6	○ 「はつらつ長寿プランなごや 2018」の素案
	H30.3.27 (予定)	○ 「はつらつ長寿プランなごや 2018」(案)に対するパブリックコメントの実施結果 ○ 「はつらつ長寿プランなごや 2018」(最終案)

イ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会

開催時期		概 要
27年度	H28.2.16	○ 「はつらつ長寿プランなごや 2015」の実施状況 ○ 介護予防・日常生活支援総合事業について
28年度	H28.7.22	○ 「はつらつ長寿プランなごや 2015」の実施状況 ○ 次期計画策定のための調査
29年度	H29.5.22	○ 介護予防・日常生活支援総合事業の検証結果 ○ 次期計画策定のための課題整理
	H29.7.27	○ 各区における地域包括ケア推進会議の取り組み状況 ○ 介護保険に係る各種統計及び新たな取り組み ○ 次期計画策定にあたっての各課題への対応の方向性
	H29.9.5	○ 「はつらつ長寿プランなごや 2018」の素案
	H29.10.19	○ 「はつらつ長寿プランなごや 2018」の素案

7 各種実態調査の概要

(1) 目的・内容

調査区分		目的	主な内容
①	高齢者一般調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の生活状態、保健・福祉サービスに対する意識や利用意向等の把握 ・ 地域包括ケアシステム構築に関わるニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況 ・ 健康の状況 ・ 住まいの状況 ・ 日常生活の状況 ・ 介護に対する意識 ・ 在宅療養に関する希望
②	若年者一般調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40～64歳の方の生活状態、介護に対する意識等の把握 ・ 地域包括ケアシステム構築に関わるニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況 ・ 健康の状況 ・ 住まいの状況 ・ 介護に対する意識 ・ 在宅療養に関する希望
③	介護保険在宅サービス利用者調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険の在宅サービスを利用している方の生活状態、介護サービスの利用状況、介護に対する意識等の把握 ・ 地域包括ケアシステム構築に関わるニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況 ・ 介護の状況 ・ 介護保険サービス利用状況 ・ 在宅療養に関する希望 ・ 介護者の状況
④	介護保険サービス未利用者調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護認定等を受けているが、介護保険サービスを利用していない方の生活・身体の状態、介護に対する意識等の把握 ・ 地域包括ケアシステム構築に関わるニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況 ・ 介護の状況 ・ 未利用の理由 ・ 今後の介護の意向 ・ 介護者の状況
⑤	特別養護老人ホーム入所申込者調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム入所申込者の介護の実態や施設入所に対する意識等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況 ・ 入所申し込み理由 ・ 入所申し込み状況 ・ 在宅サービス利用状況 ・ 介護者の状況
⑥	生活援助型配食サービス利用者調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配食サービスの利用状況及び利用者の意識等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の状況 ・ 介護保険サービス利用状況 ・ 配食サービス利用状況 ・ 配食サービスの満足度

(2) 調査対象者等

調査区分		対象者	調査対象数	調査時期	回収数 (回収率)
①	高齢者一般調査	65歳以上の方	5,000人 (無作為抽出)	平成28年 9月	3,058件 (61.2%)
②	若年者一般調査	40～64歳の方	2,000人 (無作為抽出)	平成28年 9月	913件 (45.7%)
③	介護保険在宅 サービス利用者 調査	介護保険の在宅 サービス利用者	3,000人 (無作為抽出)	平成28年 9月	1,654件 (55.1%)
④	介護保険サービス 未利用者調査	要介護・要支援認 定を受けている が、介護保険サー ビスは利用してい ない方	2,000人 (無作為抽出)	平成28年 9月	967件 (48.4%)
⑤	特別養護老人 ホーム入所申込者 調査	特別養護老人 ホーム入所申込者	1,744人 (無作為抽出)	平成28年 9月	877件 (50.3%)
⑥	生活援助型配食 サービス利用者 調査	生活援助型配食 サービス利用者	2,000人 (無作為抽出)	平成28年 9月	1,260件 (63.0%)

※調査方法は全て宅配及び郵送による。

「はつらつ長寿プランなごや2018」(案) についてご意見をお寄せください

第7期名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「はつらつ長寿プランなごや2018」(案)について、みなさまからご意見を募集しています。

【意見の提出方法】

郵送、ファックス(裏面の用紙をお使いください)、又は電子メールでお寄せください。提出は任意の様式でも結構ですが、「はつらつ長寿プランなごや2018」(案)についての意見であることを明記してください。

いただいたご意見につきましては、今後の計画策定や高齢者関連の施策に生かしてまいります。なお、個々に回答はしませんが、後日取りまとめたものを名古屋市高齢者施策推進協議会へ報告するとともに、本市の考え方とあわせて公表します。

【募集期限】

平成30年1月19日(金曜日)まで (※郵送は消印有効)

【提出先】

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2542

ファックス 052-955-3367

電子メール a2541@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(※郵送の場合は、郵便番号と課名のみで届きます)

